

昭島市の財政

～ 一段と厳しさを増す財政 ～



(写真：大神町に完成した遊歩道)

平成 17 年 12 月

昭 島 市

はじめに

平成 16 年度の「昭島市の財政」がまとまりました。

平成 16 年度は、政府が進めた構造改革の進展などにより、年度の後半からは企業収益が改善に向かい、民需主導による回復が明確となりました。この影響により法人市民税が増加しましたが、景気回復は個人所得の増にまでは結びついておらず、個人市民税の増加には至りませんでした。こうした中で、少子高齢化の進展や所得の低迷などを背景として扶助費の増加には歯止めがかからず、財政状況は一段と厳しさが募りました。

歳入は総額 335 億 2 千万円で、市税が前年度に比べ 4 億 3 千万円の増加となったほか、地方消費税交付金や使用料・手数料も増加となりました。一方、歳出は 328 億 9 千万円で、総合スポーツセンターの開設や都市計画道路 3・4・18 号整備事業を実施したほか、生活保護費や児童手当などの扶助費の増加にも対応し、また国民健康保険特別会計への赤字補てんのための巨額な繰出しなども行いました。歳入歳出の収支は 6 億 3 千万円余の黒字となっていますが、内実は市民サービスに必要な財源を、赤字地方債である臨時財政対策債の借入れや財政調整基金の一部取崩しなどに頼らざるを得ないなど、依然として厳しい実態にあります。

平成 17 年度も、歳入については市税や各種交付金など全般にわたって大きな伸びが期待できない状況にあります。一方、歳出では生活保護費や障害者支援費などの扶助費の増加に加えて、国民健康保険特別会計への繰出金も前年に引き続き 13 億円を超えると見込まれています。平成 16 年度と同様に厳しい財政運営を強いられており、引き続き「歳入の確保」と「歳出の抑制」が大きな課題となっています。

現在、国においては、巨額な財政赤字を背景に、国庫補助負担金の削減や地方交付税の見直しなどを柱とする「三位一体の改革」が進められています。地方は、地方分権推進の立場に立った地方の税財源の充実強化が図られる改革を期待していますが、その行方は大変気懸かりな状況となっています。また、東京都も財政再建のための歳出改革を進めており、補助金の見直し等により区市町村にも大きな影響が及ぶのではないかと懸念されます。

市では、事務事業の見直しや職員数の削減など行財政の健全化に努めてきましたが、市民サービスを維持し向上させていくには更なる健全化への取組が必要です。現在、『第二次中期行財政運営計画』に基づいて、民間委託の推進など内部改革はもとより、補助金や使用料・手数料などの見直し、市税徴収率の向上対策など、事務事業全般について聖域のない見直しを進めています。今後もこれら見直しを進めながら、限られた財源の効率的・効果的な執行を図り、財政基盤の強化に努めてまいります。

昭島市は昨年 5 月に市制施行 50 周年を迎え、本年は「昭島新時代」のまちづくりに向けた様々な取組が実質的にスタートする大切な年となっています。行財政環境には依然厳しいものがありますが、行財政健全化への取組を一層推進し、将来都市像である『人・まち・みどりの共生都市あきしま』の実現に向け、まちづくりのあらゆる分野で市民の皆さまの期待に応えてまいりたいと存じます。

この小冊紙は、平成 16 年度の決算に基づき作成しました。また、資産と負債の状況を表すバランスシート、行政コストの状況を示す行政コスト計算書の概要も加えています。一段と厳しさが表れた内容となっておりますが、本市の財政状況をご理解頂くうえでの一助となれば幸いです。

引き続き市政運営に対しまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2005 年 12 月

昭 島 市

目 次

<財政規模>

決算規模の推移	・ ・ ・ ・ ・	1
実質収支及び単年度収支の推移	・ ・ ・ ・ ・	1

<歳 入>

歳入額の推移	～低迷する歳入 法人市民税は3年ぶりの増加～	・ ・ ・ ・ ・	2
市税の推移	～市税徴収率の向上が課題～	・ ・ ・ ・ ・	3
地方交付税	～普通交付税は不交付に～	・ ・ ・ ・ ・	4
一般財源の推移	～伸びない一般財源、膨らむ赤字地方債～	・ ・ ・ ・ ・	5
自主・依存財源の推移	～一段と自立性を欠く財政～	・ ・ ・ ・ ・	6
国・都支出金の推移	～扶助費の増加に伴い国・都負担金は増加～	・ ・ ・ ・ ・	7
財源不足への対応	～財政調整基金の取り崩しへ～	・ ・ ・ ・ ・	8

<歳 出>

性質別歳出額の推移	～最大の歳出項目が扶助費に～	・ ・ ・ ・ ・	9
人件費の推移	～抑制つづく人件費～	・ ・ ・ ・ ・	10
扶助費の推移	～膨張つづく扶助費～	・ ・ ・ ・ ・	11
扶助費の内訳	～利用者1人あたりのサービス受給額～	・ ・ ・ ・ ・	12
公債費の推移	～予断を許さない今後の動向～	・ ・ ・ ・ ・	13
普通建設事業費の推移	～補助金に頼った普通建設事業費～	・ ・ ・ ・ ・	14
その他の経費（物件費・補助費等・繰出金）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	15

<財政の弾力性・健全性>

経常収支比率の推移	～進む財政の硬直化～	・ ・ ・ ・ ・	16
市債現在高等の推移	～増加が著しい赤字地方債～	・ ・ ・ ・ ・	17
基金現在高等の推移	～残りわずかな貯金～	・ ・ ・ ・ ・	19

<今後の財政の健全化に向けて>

歳入の確保	・ ・ ・ ・ ・	20
歳出の抑制	・ ・ ・ ・ ・	20

<バランスシート及び行政コスト計算書>

あらまし	・ ・ ・ ・ ・	22
バランスシート	・ ・ ・ ・ ・	23
行政コスト計算書	・ ・ ・ ・ ・	25

平成16年度は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの期間です。なお、平成17年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支は、年度末までに終了したものとして処理しています。

金額は、表示単位未満を四捨五入していますが、端数処理の関係で、合計数値や構成比が合わないことがあります。

原則として、普通会計の決算数値を使用しています。普通会計とは、総務省の定めた基準に従い決算数値を整理したもので、決算分析や他の自治体との比較に使えるよう、全国統一に用いられる会計です。

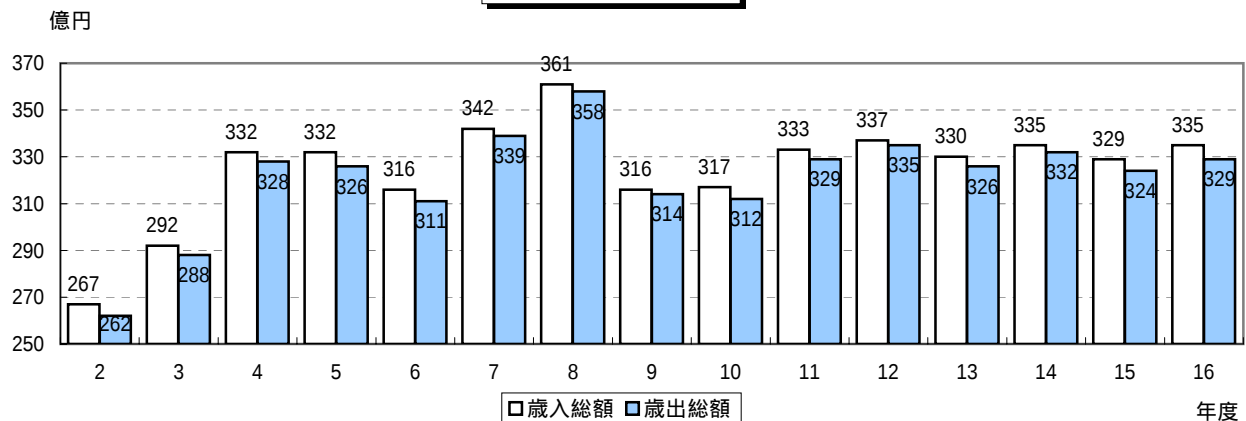
本書中の「26市」とは、昭島市を含む東京都内26市（平成3年度から平成11年度までは27市）です。

< 財政規模 >

決算規模の推移

本市の財政規模は、景気の低迷による市税の減少や庁舎建設などの大規模建設事業の終了に伴い縮小し、ここ数年は330億円前後で推移しています。平成16年度は、景気の回復が見込まれるなかで、歳入では市税や地方消費税交付金などが増加しました。歳出では事務事業見直し等により職員数や建設事業費などを抑制しましたが、生活保護費や児童手当などの扶助費が大幅に増加したため、前年度と比較して約5億円増加し328億9千万円となっています。なお、財源の不足に対しては、臨時財政対策債の借入や財政調整基金などの取崩しにより収支のバランスを保っている状況で、新たな行政需要への対応が一層厳しい状況になっています。

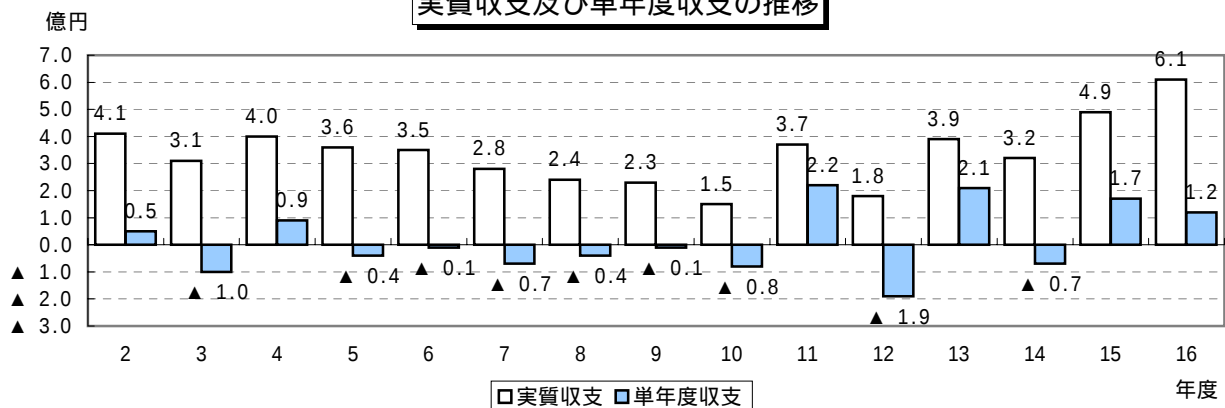
決算額の推移



実質収支及び単年度収支の推移

実質収支は6億1千万円（平成16年度26市平均：約10億円）の黒字になり、前年度に引き続き黒字を保っています。また、前年度からの繰越金を除いた単年度収支も約1億2千万円のプラスとなりました。しかし、この結果は決して財政状況が好転したことを示すものではなく、赤字地方債である臨時財政対策債の借入などによって収入不足を補ったことによります。

実質収支及び単年度収支の推移



～ 用語解説 ～

実質収支：歳入から歳出を単純に引いた「形式収支」から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した決算剰余金(赤字の場合は純損失)

実質収支=歳入決算額-歳出決算額-翌年度へ繰り越すべき財源

単年度収支：「実質収支」は前年度以前の収支の累積であるのに対し、単年度収支は当該年度だけの収支を捉えるものです。

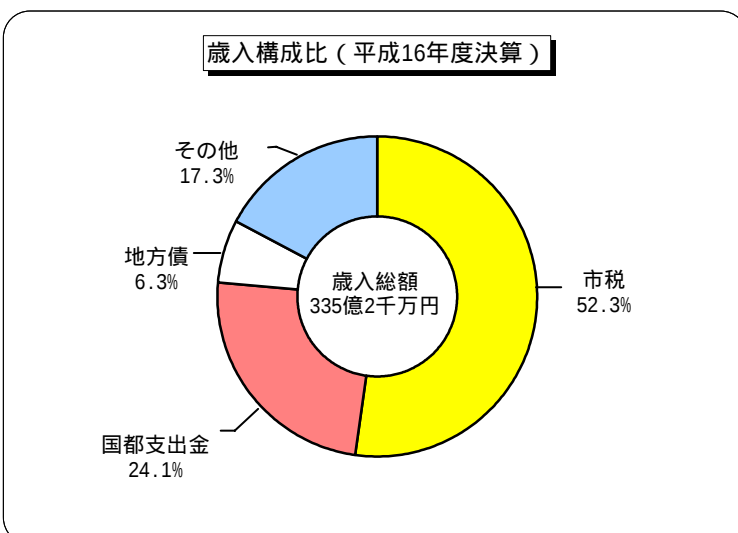
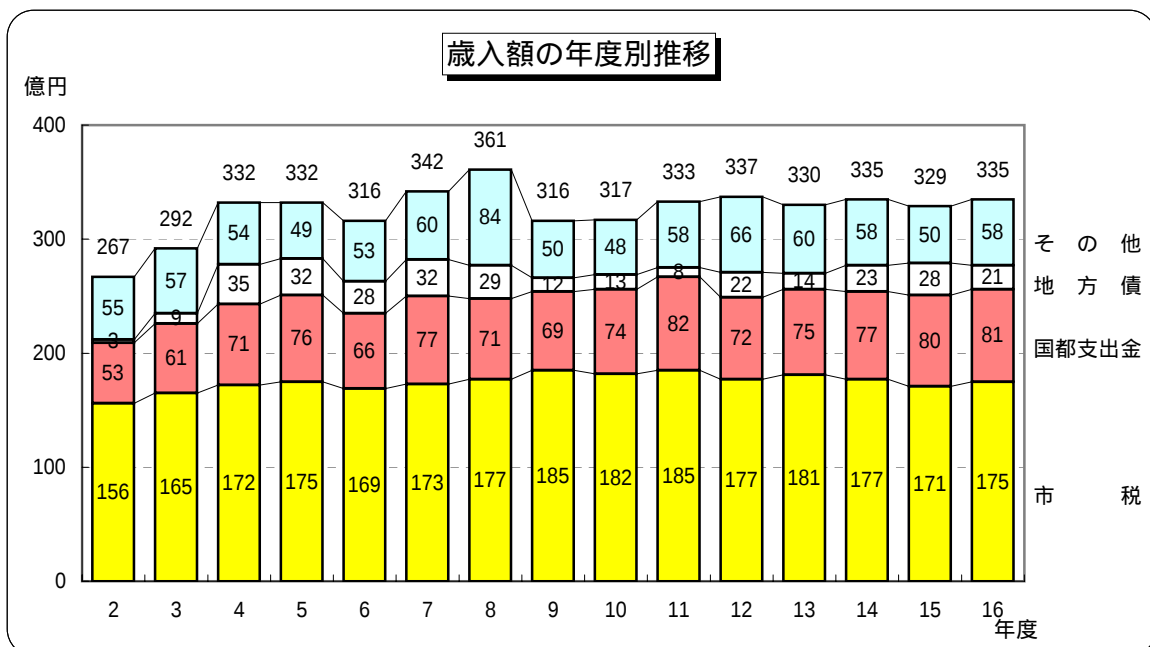
単年度収支=実質収支-前年度実質収支

<歳入>

歳入額の推移 ～低迷する歳入 法人市民税は3年ぶりの増加～

歳入には、市税、地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、都支出金、使用料及び手数料、市債等があります。平成16年度の歳入額は、335億2千万円で、対前年度比5億8千万円の増となっています。この要因は、市税が4億3千万円、地方消費税が1億5千万円増加したことが挙げられます。市税については、歳入全体の52.3%を占めており基幹的収入ですが、個人市民税は引き続き低迷したものの、一部企業の業績回復により法人市民税などが増加しました。また、平成7年度及び平成8年度に借入れた減税補てん債25億7千万円の借換えを行いました。

国庫支出金と都支出金は市税の次に多く、合計では24.1%を占めていますが、これらの支出金は建設事業などの補助事業の増減によって毎年変動します。今後、国の「三位一体の改革」により、平成18年度までに全体で約4兆円もの国庫補助負担金が削減される予定で、地方交付税の削減や税源の移譲とともに、その動向からも目が離せません。なお、図から見ると、平成7・8年度は市庁舎新築工事などの大規模建設事業の実施に伴い、歳入規模が大きく膨らんでいます。



「三位一体の改革」とは

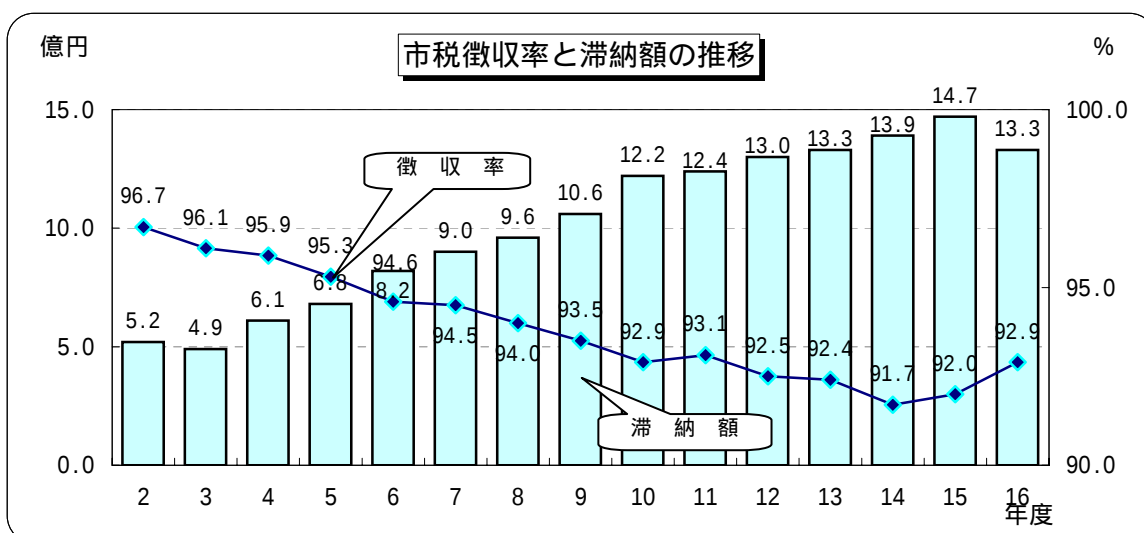
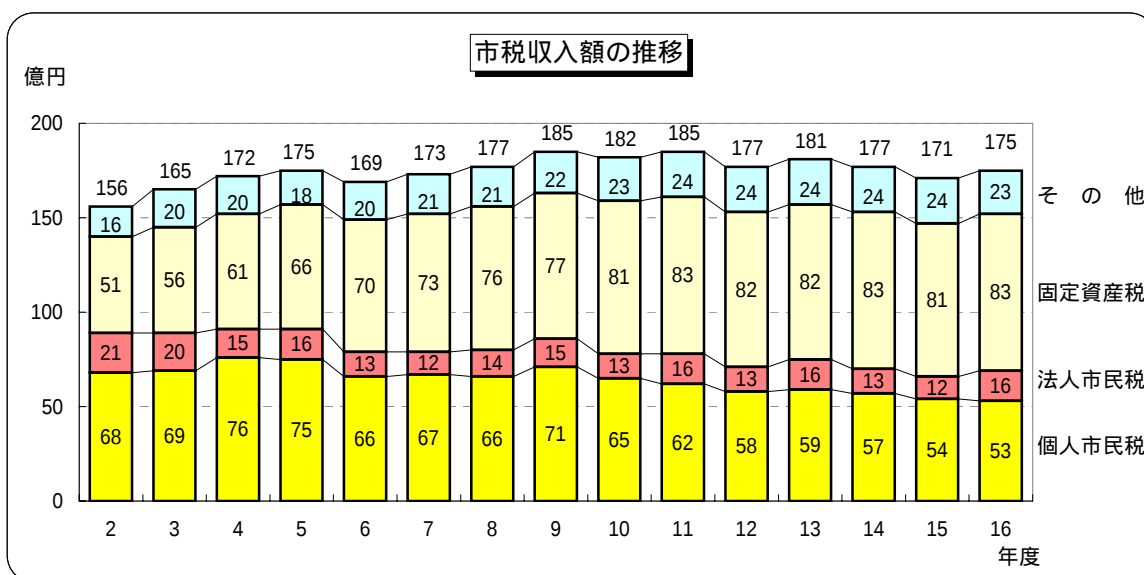
地方分権の理念に沿って歳入歳出両面で国の関与を縮減し、地方の自由度を高めることを基本に国庫補助負担金の廃止・削減、地方交付税の縮減、地方税源確保のための税源移譲を同時に行う「国と地方の税財政制度改革」のことを言います。

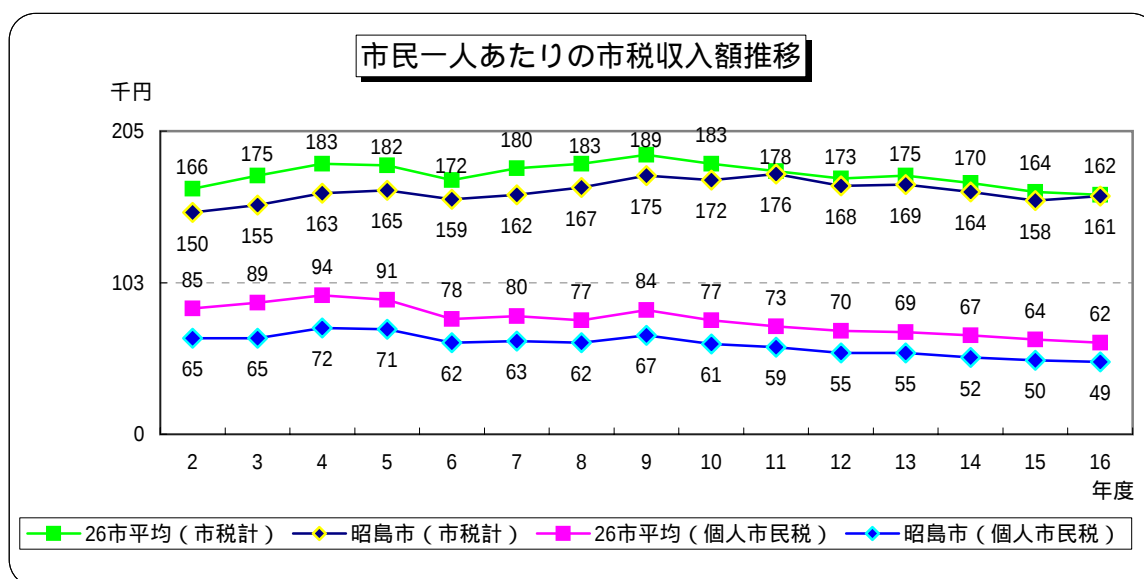
市税の推移 ～市税徴収率の向上が課題～

平成16年度の市税収入は175億円で、前年度に比べて4億3千万円2.5%の増加となりました。この要因は、好調な企業業績を反映しての法人市民税の増加や新築建物の増に伴う固定資産税の前年度比1億9千万円の増加などによります。

市税の徴収率は、平成15年度に引続き上昇し、平成16年度は対前年度比0.9ポイント上回り92.9%となっていますが、26市の平均徴収率は93.1%であり、まだ0.2ポイント低くなっています。市税の滞納額は、徴収率の上昇に伴い平成16年度は13億3千万円に減少しています。徴収率の向上は負担の公平性の確保と歳入の確保のために重要な課題であり、引き続き徴収率の向上に努める必要があります。

なお、平成16年度の個人市民税の市民一人当たり負担額は48,825円で、26市の平均62,119円に比べ13,294円低く、法人市民税や固定資産税などを含めた市税全体でも一人当たり負担額が161,084円で、26市の平均162,010円を下回っています。

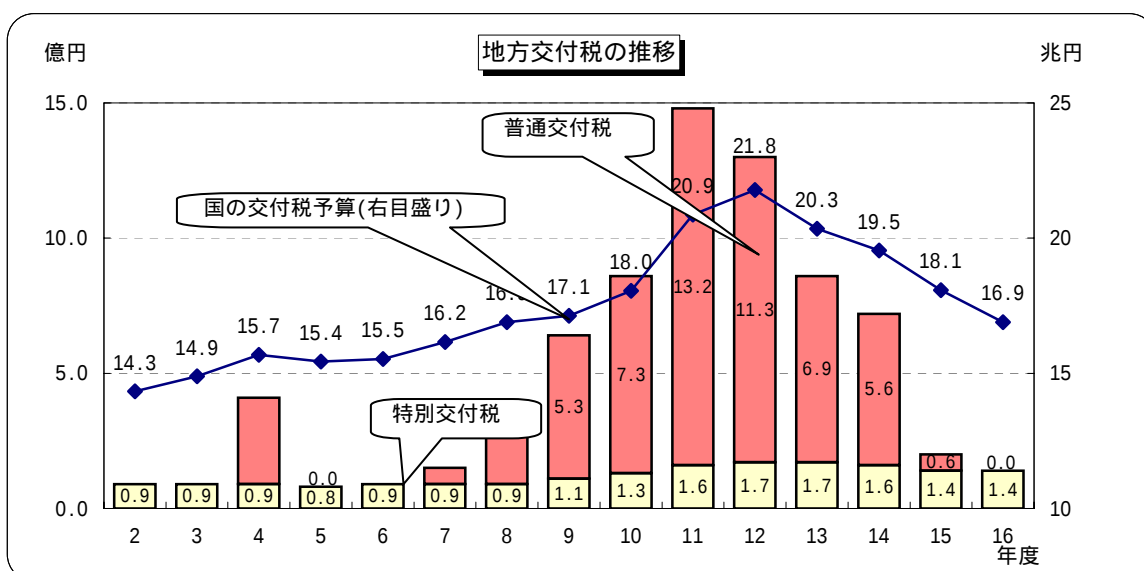




地方交付税 ～ 普通交付税は不交付に～

普通交付税の交付額は平成11年度をピークに平成12年度以降減少を続け、平成16年度は、交付税の不交付団体となりました。しかし、不交付になったからと言って、決して財政状況が好転した訳ではありません。これは、国の交付税財源の不足により平成13年度から、国が交付税として交付すべき金額の一部を自治体が借金(臨時財政対策債)してまかなうように制度が変更されたことや国の「三位一体の改革」による交付税総額抑制の影響によります。

特別交付税は、普通交付税の算定とは別に、災害や基地対策経費など特別の歳出に対して交付されます。平成16年度は、1億4千万円の交付を受けました。



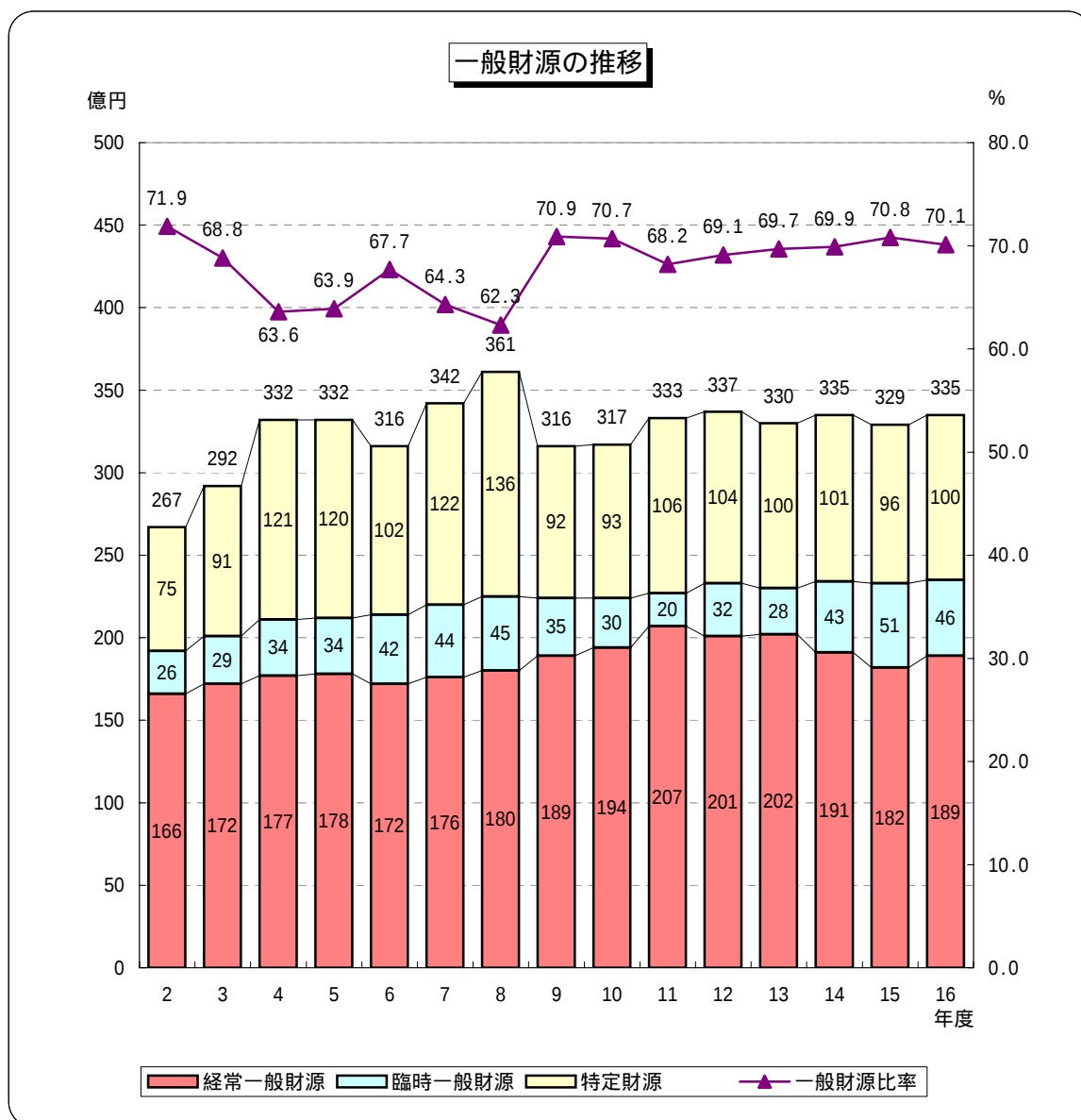
～ 用語解説 ～

地方交付税： 普通交付税と特別交付税とがあり、その財源は、法人税、所得税、消費税、酒税、たばこ税の国税5税の一定割合と、国の一般会計からの加算や交付税特別会計における借入金です。このうち94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されます。

普通交付税： 地方自治体の財源を保障する機能と調整する機能があり、国の基準に基づいて算定した標準的な歳入額が標準的な歳出額に対して不足する自治体に交付されます。

一般財源の推移 ～伸びない一般財源、膨らむ赤字地方債～

一般財源には、市税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税に加え、臨時財政対策債などの赤字地方債があります。使い道が限定される特定財源とは違い、自治体が自由に使えるお金で、一般的に歳入総額に占める一般財源の比率が高ければ高いほど、財政の自立性・弾力性が高いといえます。地方交付税のうち普通交付税は不交付となりましたが、平成16年度の一般財源は235億8千万円で前年度に比べ2億6千万円増加しました。なお、これには赤字地方債である臨時財政対策債の借入額（14億5千万円）が含まれています。



～ 用語解説 ～

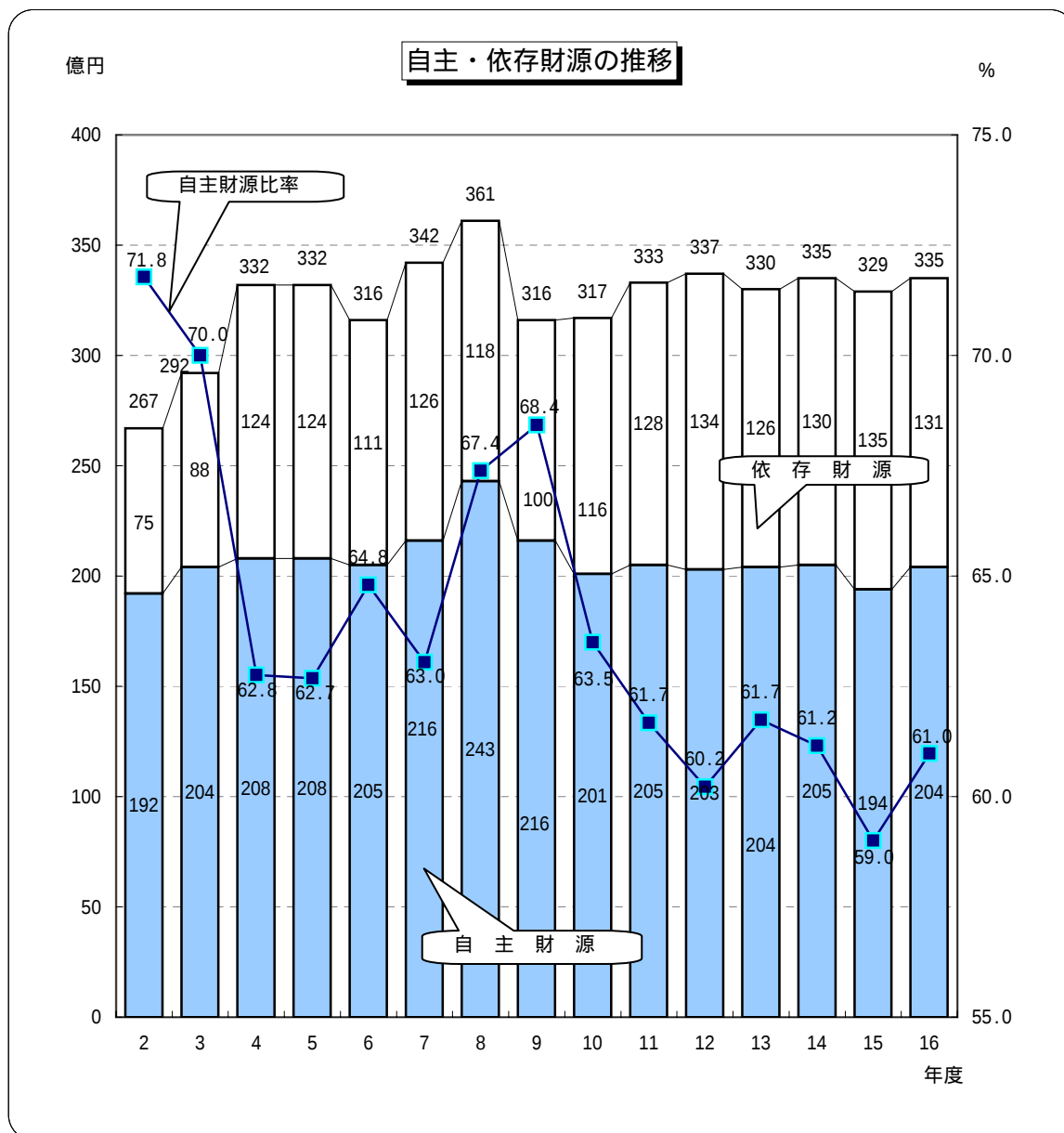
一般財源：一般財源とは、使途が特定の目的に限定されていないどんな経費にも自由に使える財源のことです。市税、地方交付税、利子割交付金、地方消費税交付金などが主なものです。歳入に占める一般財源の比率が高いほど、自治体が独自の事業を展開することができることを示しており、財政の健全性を見る指標の一つになります。

特定財源：使いみちが予め定められている財源のことです。国や都の補助金、使用料や手数料、建設事業に当てる市債などがあります。

一般財源比率：
$$\frac{\text{一般財源}}{\text{歳入総額}}$$

自主・依存財源の推移 ～一段と自立性を欠く財政～

平成16年度の自主財源は204億4千万円で、歳入総額に対する比率は61.0%になっています。この自主財源比率は、これまで市税の伸び悩みなどにより、平成2年度の71.8%に比べて10.8ポイントの減となっていますが、前年度からは2.0ポイント増加しました。市の歳入は依然として国・都補助金や市債などの依存財源に頼った構造になっており、財政の自立性がその分失われていることを示しています。自主財源比率の26市平均は61.7%で、本市は平均を0.7ポイント下回っています。



～ 用語解説 ～

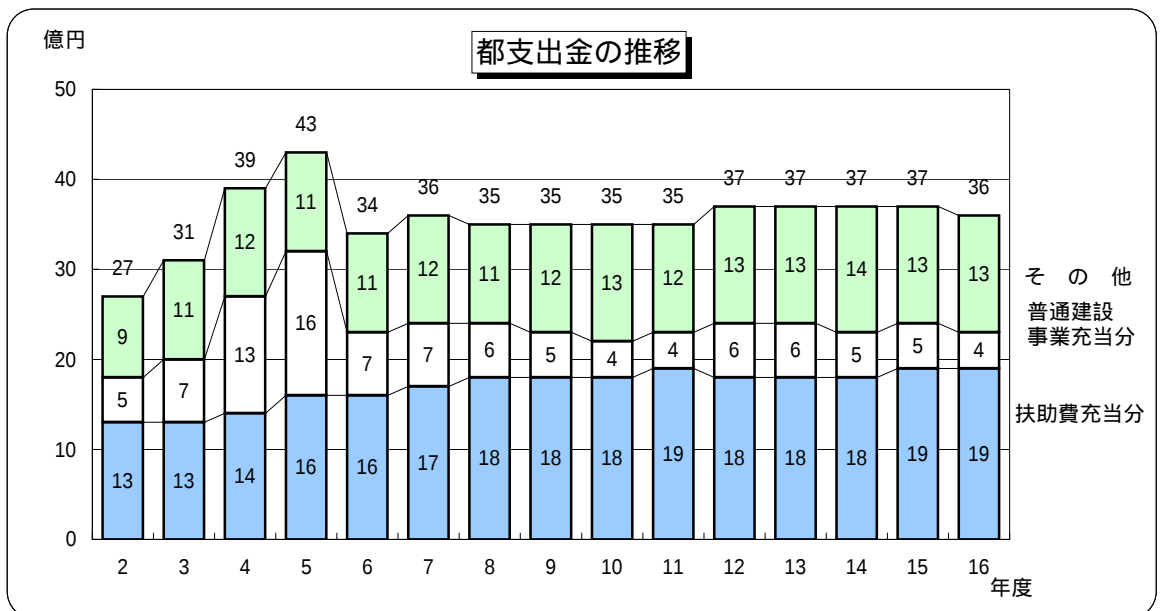
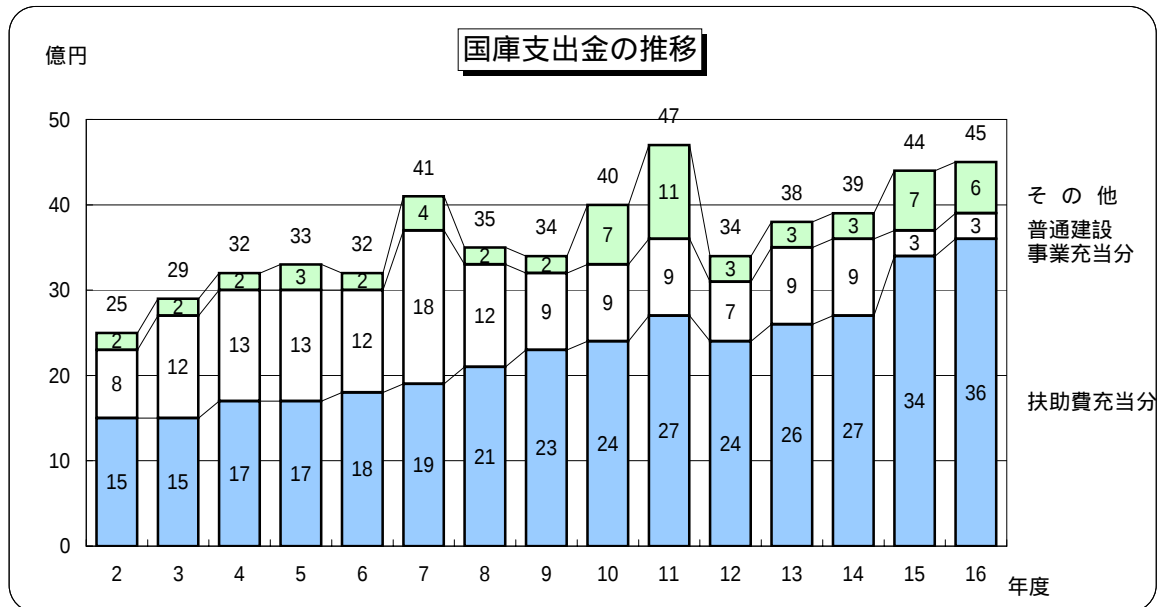
自主財源：市が独自に収入できる財源のことで、市税、分担金及び負担金、使用料・手数料、財産収入等がこれにあたります。自主財源の比率が高いほど、行政の自主性と安定性が確保されることになります。

依存財源：国や都から交付される財源で、地方交付税、地方譲与税、国・都支出金、地方債などがこれにあたります。

自主財源比率：
$$\frac{\text{自主財源}}{\text{歳入総額}}$$

国・都支出金の推移 ～扶助費の増加に伴い国・都負担金は増加～

平成16年度の国・都支出金は合わせて80億7千万円で、歳入全体に占める割合は24.1%になっています。この国・都支出金が扶助費に充てられた金額は、55億5千万円、68.8%になっており、前年度の65.5%に比べ3.3ポイントも高まっています。この要因は、生活保護費や児童手当などの扶助費の大幅な増加に対応して、国・都の負担金や補助金が増加したことによります。



～ 用語解説 ～

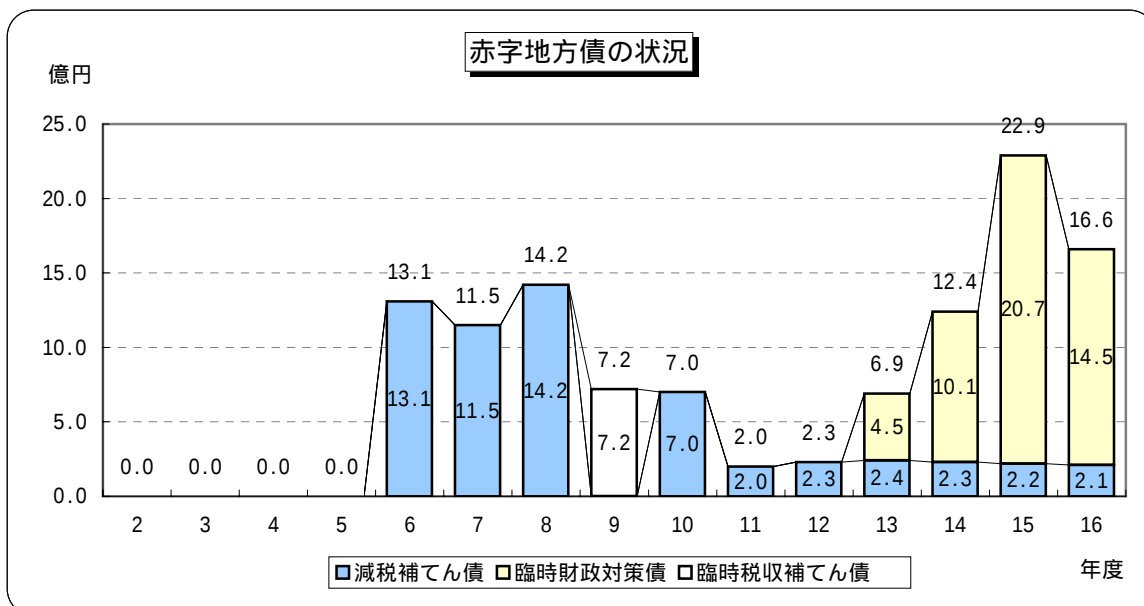
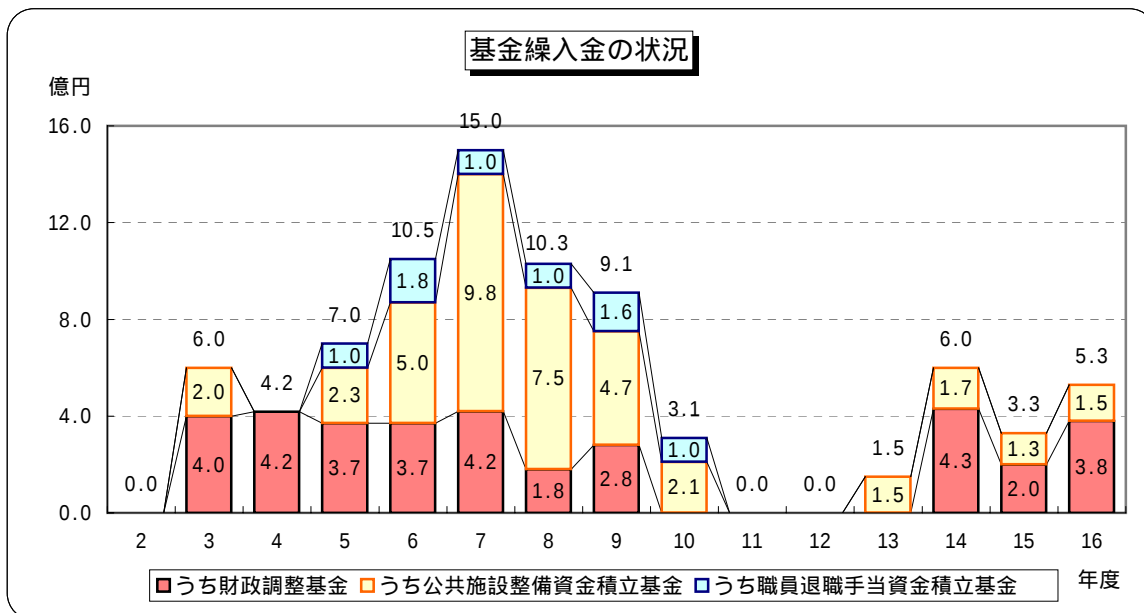
国・都支出金：国や都の支出金には、法令により自治体への支出が義務づけられている生活保護負担金のような「負担金」、一定の政策目的の遂行又は奨励のために交付される義務教育施設整備費補助金のような「補助金」、国の事務が自治体に委託されたときに事務経費として交付される外国人登録事務委託金のような「委託金」があります。

財源不足への対応 ～財政調整基金の取り崩しへ～

市税などの歳入が伸びない中、歳出においては、扶助費の増加や、国民健康保険、介護保険などの特別会計への巨額な繰出金などから、収支の均衡を失っており、財源不足に対して平成3年度以降、基金取崩しや赤字地方債の借入れにより対応してきました。

平成10年度からの4年間は事務事業の見直しなどの歳出抑制と歳入の増加などから財政調整基金を取崩さないで済みましたが、再び平成14年度から取崩すようになり、平成16年度も3億8千万円を取崩す状況となりました。

また、平成13年度から地方交付税で交付されるべき財源の一部を、自治体自らが臨時財政対策債の借入れで補てんすることになりました。本市では、この臨時財政対策債を平成16年度も14億5千万円借入れ、これまでの借入総額は49億8千万円になっており、平成17年度も約12億円の借入を予定しています。平成17年度から元金の返済が始まりますが、その償還が将来の財政運営において重石となることが危惧されます。



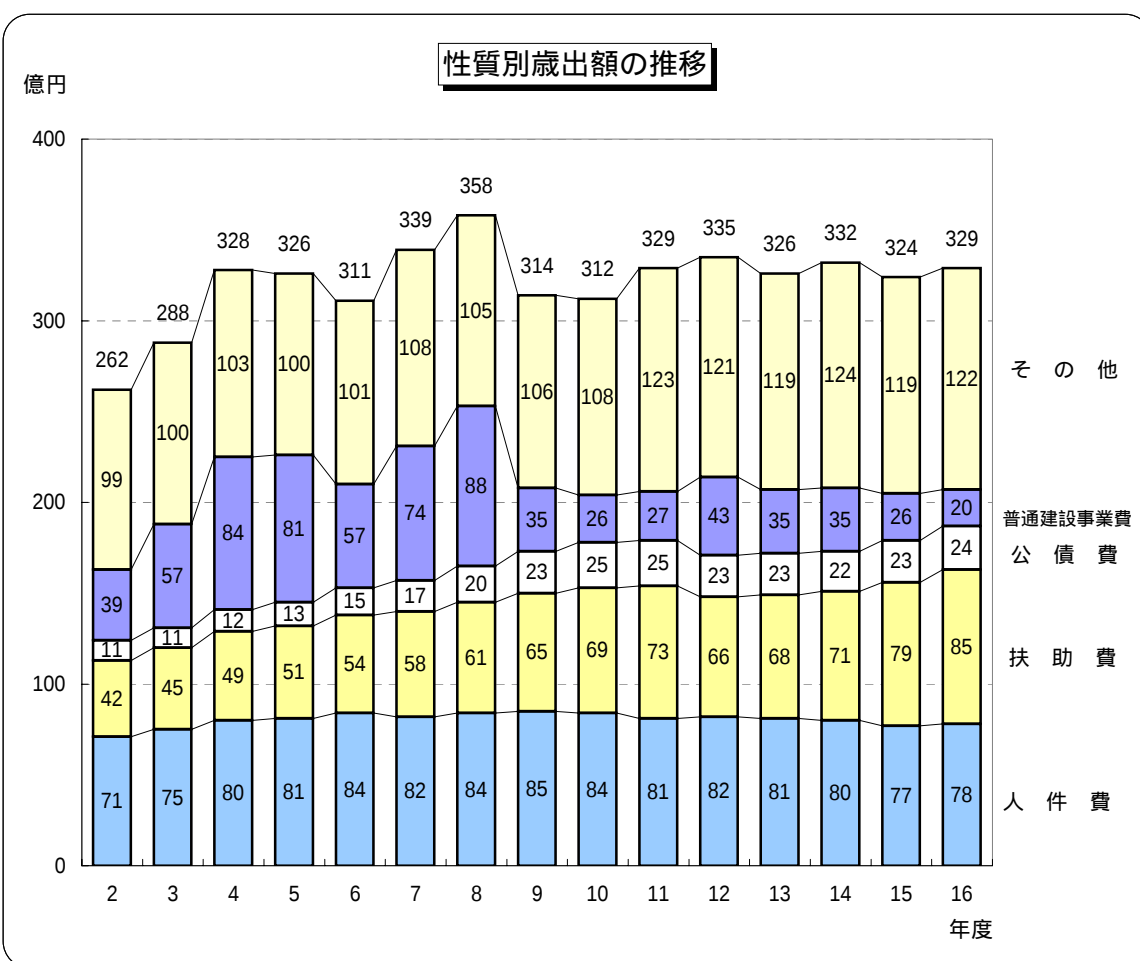
<歳出>

性質別歳出額の推移 ～最大の歳出項目が扶助費に～

平成16年度の歳出総額は328億9千万円で対前年度比4億4千万円の増となりました。

歳出は、民生費、教育費など行政の目的別に分けた「目的別分類」と、人件費、扶助費及び物件費など経費の性質別に分けた「性質別分類」に区分されます。

「性質別分類」では、義務的経費である人件費、扶助費及び公債費のうち、人件費は職員数の削減などにより平成9年度をピークに減少してきたものの退職者の増などにより増加し、更に扶助費は大きく増加し続けており、最大の歳出項目が平成15年度からこれまでの人件費から扶助費に代わっています。なお、扶助費が平成12年度に大幅な減少となっていますが、これは介護保険制度の施行に伴い老人保護措置費などの扶助費の一部が介護保険特別会計に移行したことによります。普通建設事業費では、市庁舎の建替え工事を行った平成8年度の88億3千万円をピークに減少し、平成16年度は、19億9千万円となっています。



～用語解説～

義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費をいい、人件費、扶助費、公債費の三つの経費がこれにあたります。

人件費：職員、議員や非常勤職員に対し勤務の対価、報酬として支払われる経費です。

扶助費：社会保障制度(生活保護法・児童福祉法等)の一環として、現金や物品等を支給する経費です。

公債費：市が借入れた借金(地方債)の元金及び利子の償還額(返済額)です。

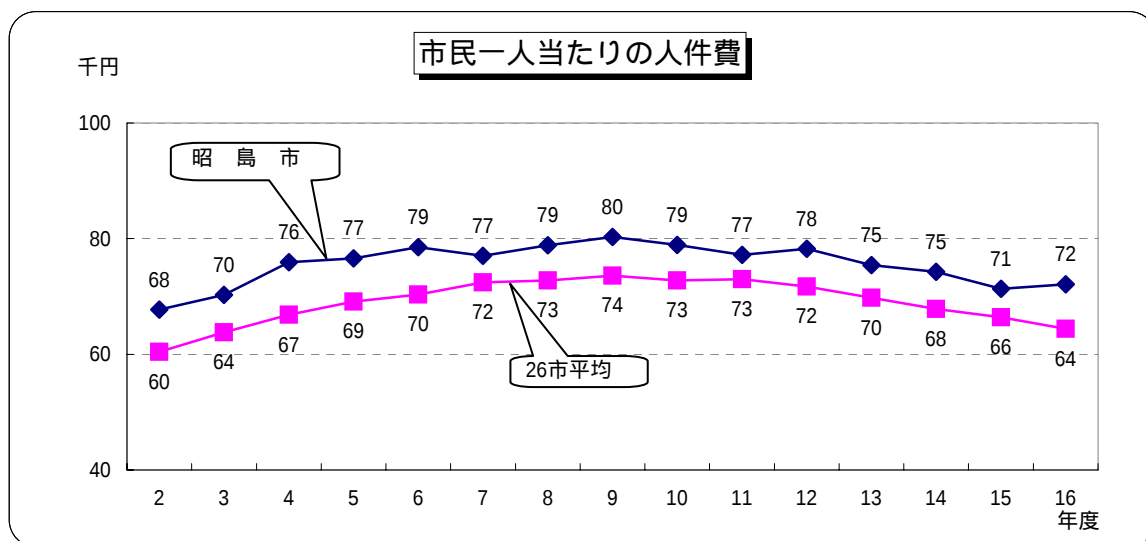
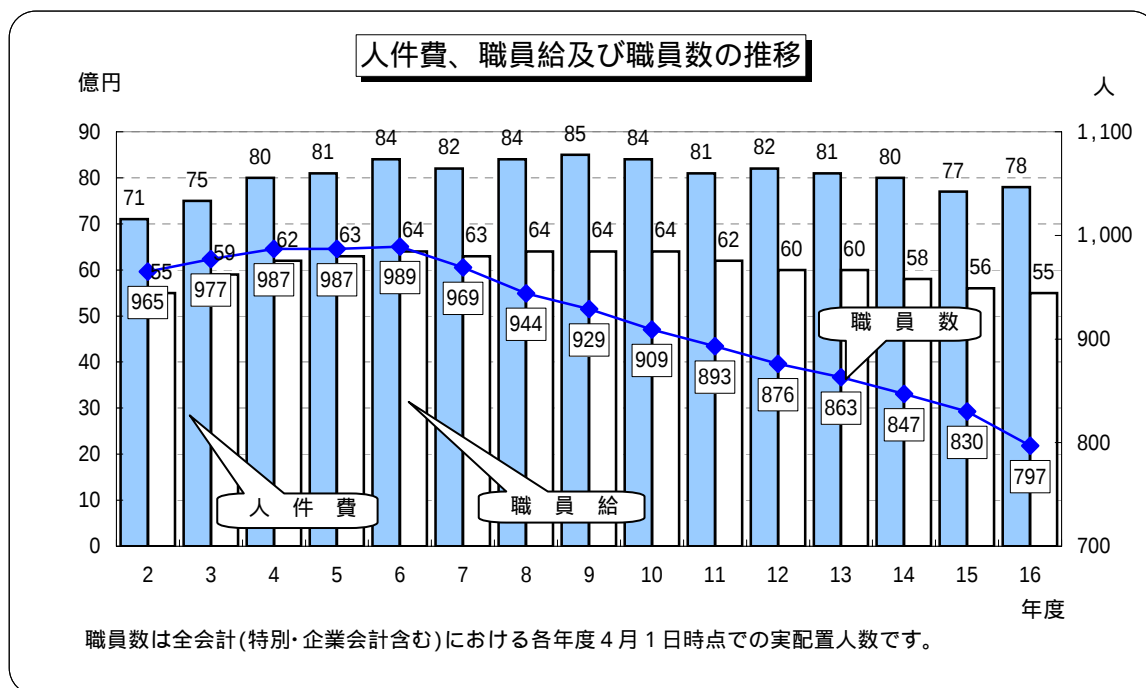
普通建設事業費：施設建設や道路建設及び土地取得など財産(社会資本)を形成する事業に使われる経費です。

人件費の推移 ～抑制つづく人件費～

平成16年度の人件費の決算額は78億4千万円で、退職者の増などから前年度に比べ1億4百万円1.4%の増加となりました。このうち職員給については職員数の減員と職員給与の削減などにより人件費の抑制に努めた結果、1.2%の減となっています。職員数については、これまでの財政健全化の取組により平成16年度までの10年間で192名を減員しました。

しかし、市民一人当たりの人件費は72,096円で26市の平均と比較して7,668円高く、引き続き人件費の抑制に努めていくことが求められています。

なお、平成19年度から平成22年度に予定される130人を超える職員の大量退職に伴う退職手当への対応も今後の大きな課題です。



～用語解説～

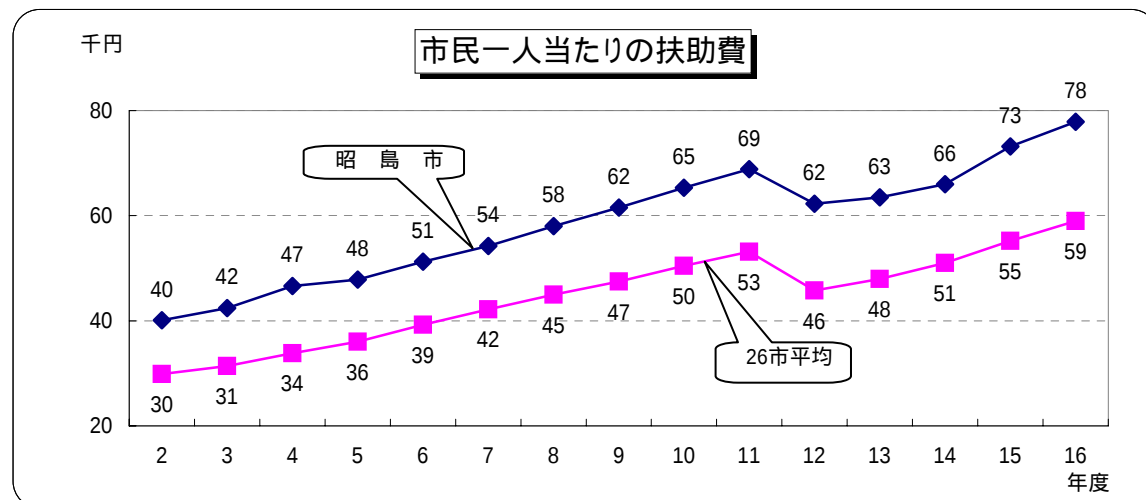
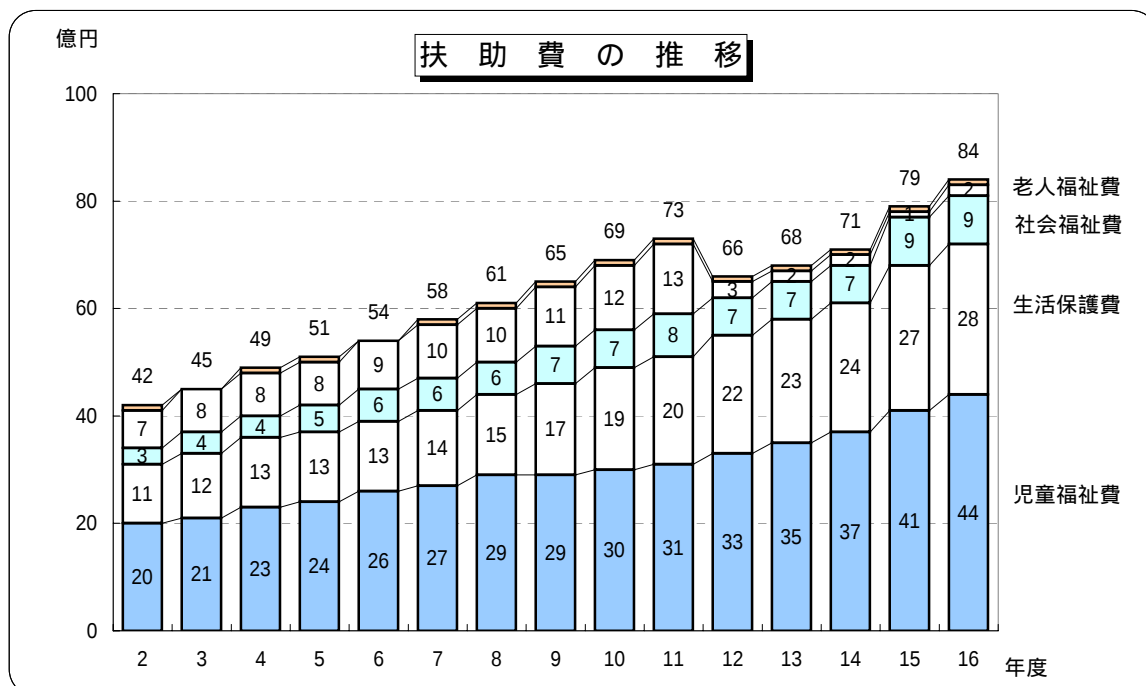
人 件 費：職員、議員や非常勤職員に対し勤労の対価、報酬として支払われる経費です。

職 員 給：一般職職員の給与費で、職員手当なども含んでいます。

扶助費の推移 ～膨張つづく扶助費～

平成16年度の扶助費の決算額は84億7千万円で、前年度に比べ5億3千万円6.7%の大幅な増となっています。平成12年度からの介護保険制度の導入により、老人福祉費は大きく減少していますが、児童手当や保育所運営費などの児童福祉費及び生活保護費は引き続き増加しています。今後も、平成16年度から導入された障害者支援費制度や生活保護費の増などにより更に増加する傾向にあります。その増加率は市税など歳入の伸びを大きく上回っており、財政を圧迫する要因となっています。このため、扶助費のあり方については給付水準や給付と負担などについて、幅広い論議が必要になっています。

また、市民一人当たりの扶助費は、77,858円で26市平均と比較して、18,863円も高く、26市中多い方から4番目で、本市の扶助費の負担額は他市に比べて大きいことが分かります。



～ 用 語 解 説 ～

扶 助 費：社会保障制度(生活保護法・児童福祉法等)の一環として、現金や物品等を対象者に支給する経費です。

児童福祉費：保育所の運営費や児童手当等です。

生活保護費：生活保護法による生活、教育、医療扶助等です。

社会福祉費：身体、知的障害者等の援護関係費等です。

老人福祉費：老人福祉法による高齢者への援護費等です。

扶助費の内訳 ～利用者1人あたりのサービス受給額～

扶助費のうち、主な事業の利用者1人あたりのサービス受給額では、障害者支援費制度、老人保護措置費、保育所費など施設への入所や施設サービスが高く、次いで生活困窮者への生活費の扶助を主とする生活保護費の受給額が高くなっています。

また、サービス受給額は、国や都が負担している部分と、利用者が負担している部分、市が負担している部分に分けられます。事業によっても異なりますが、サービス受給額のうち概ね1/2～1/4を市が負担しており、その財源は市税などの一般財源が当てられています。

なお、平成16年度（17年3月末現在）に給付やサービスを受けた人数（世帯）では、児童手当の受給が4,650世帯と最も多く、次いで保育所への入所が2,432人、生活保護費受給者が1,355人となっています。

主な扶助費と1人あたりのサービス受給額

（単位：千円）

主な事業		かかった費用の総額	サービスを 受けた人	1人又は1世帯 のサービス額	左のうち 市負担額
障害者支援費制度の 主なサービス	指定施設支援費	70,181	30人	2,339	1,308
	短期入所支援費	1,165	8人	146	122
	知的障害者施設訓練等支援費	226,482	85人	2,664	1,459
	知的障害者居宅生活支援費	57,312	13人	4,409	3,984
	知的障害者(児)短期入所支援費	17,250	4人	4,313	2,409
	小 計	372,390	140人	13,871	9,282
生活保護費 生活扶助・医療扶助・住宅扶助など		2,841,933	1,400人	2,030	462
老人保護措置費 養護老人ホームへの入所		134,175	69人	1,945	549
保育所費 保育園への入所		2,906,452	2,491人	1,167	461
児童手当		428,810	4,650世帯	92	34
児童扶養手当		464,547	968世帯	480	130

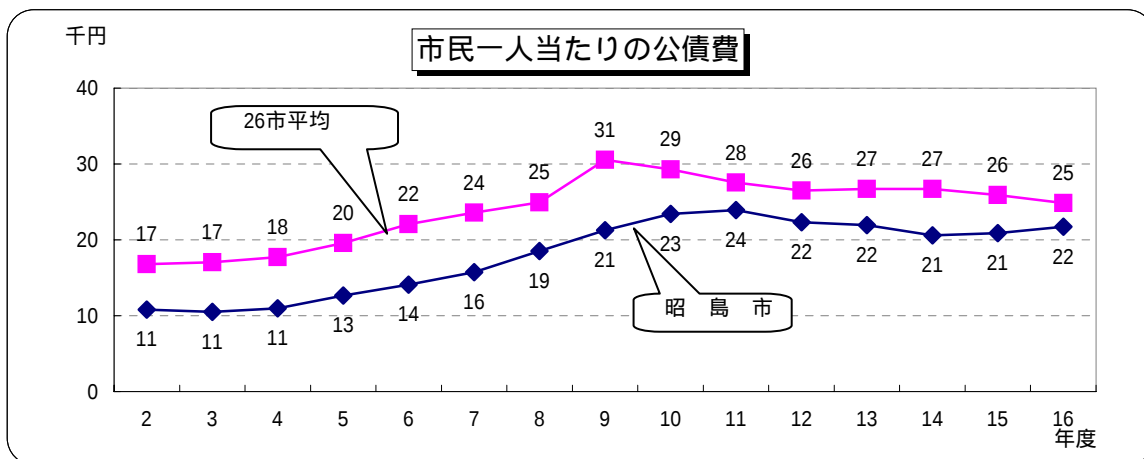
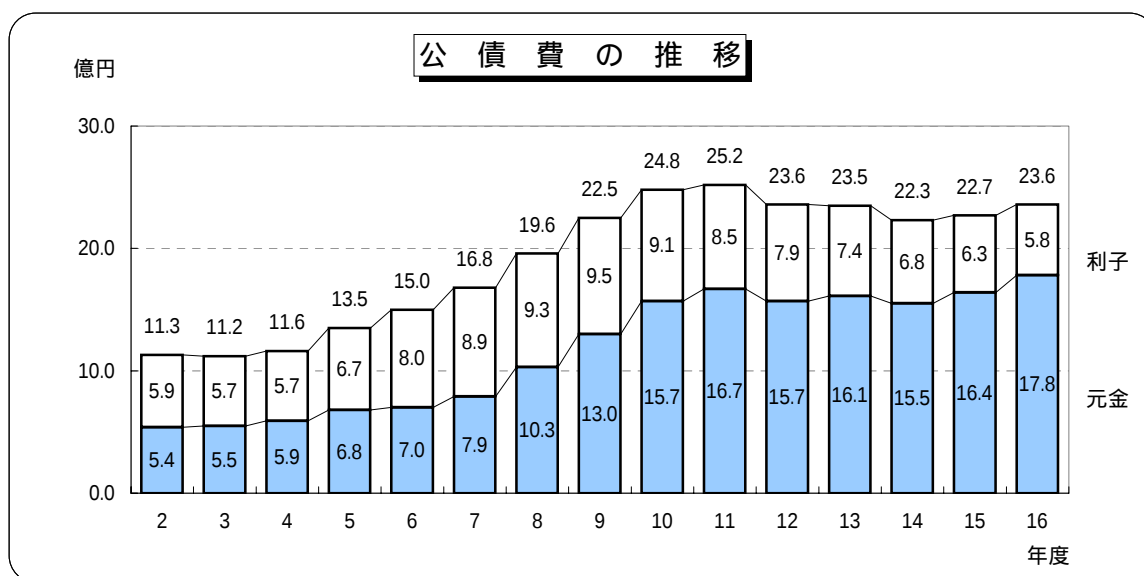
注) 利用者数のうち、障害者支援費制度は利用者又は登録者、生活保護費及び老人保護措置費は年度末現在の実人員、他は年間述べ利用人数又は世帯を12ヶ月で除し、平均人員又は世帯数に換算。

公債費の推移 ～ 予断を許さない今後の動向～

平成16年度の公債費の決算額は23億6千万円で、前年度に比べ9千万円、4.3%の増となりましたが、平成11年度のピーク時に比べ、1億6千万円ほど減少しています。この要因には、これまでに借入れた高利の市債の償還が終ってきていることと低金利が続いていることがあります。また、財政の健全性を測る指標の1つである公債費比率は9.2%（対前年度比0.6%の増）で、26市中15位となっています。

市民一人当たりの公債費は、21,706円で前年度に比べ830円の負担増となりましたが、26市の平均24,863円に比べ3,157円少ない額になっています。

しかし今後、赤字地方債として借り入れた臨時財政対策債（平成16年度までの借入総額49億8千万円）の償還が始まることや大型の建設事業の実施による借入額の増加が見込まれており公債費も増加することが予想されます。このため、財政運営上に大きな影響を及ぼさないように慎重な対応が必要です。



～ 用 語 解 説 ～

公 債 費：市が借入れた借金(地方債)の元金及び利子の償還額(返済額)です。

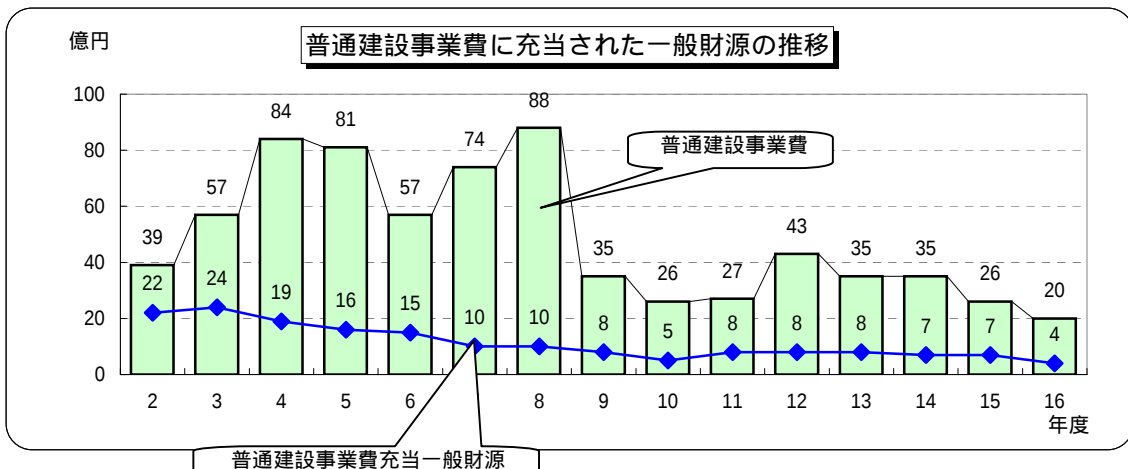
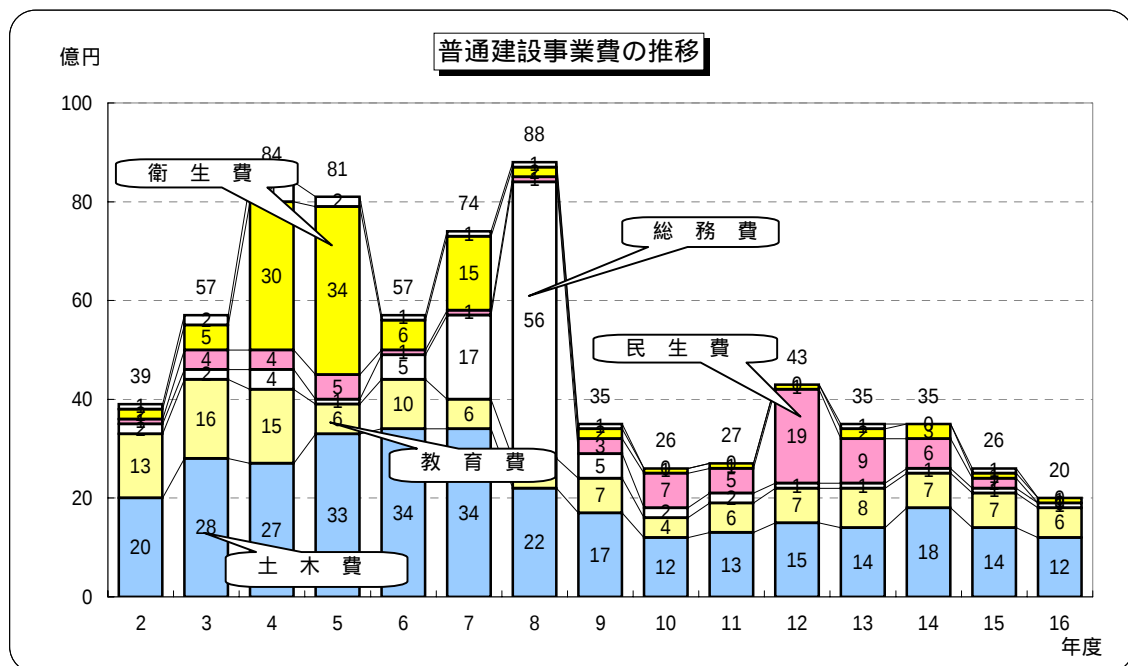
公 債 費 比 率：標準財政規模（標準財政収入額＋普通交付税＋臨時財政対策債）に対する公債費の割合で、10%以内が健全な目安とされています。

臨時財政対策債：地方財源の不足に対処するため、平成13年度から15年度（現在は18年度まで延長）までの特例措置として、地方交付税算定上の一定の数値により発行を許可される地方債です。

普通建設事業費の推移 ～補助金に頼った普通建設事業費～

平成16年度の普通建設事業費は前年度に比べ5億9千万円減少しました。これは扶助費の増加などから一般財源の確保が厳しく、緊急性のある事業を優先し、先送りできる建設事業は極力先送りにするなど総事業費を抑制してきた結果と言えます。普通建設事業費は、年度毎の事業計画により大きく変動しますが、市民一人当たりの負担額は、18,274円で26市の平均32,185円に比べ13,911円も低くなっています。

平成16年度の普通建設事業費に対する一般財源の充当額は4億円で、普通建設事業費の29.1%に過ぎず、経費の多くを国・都などの補助金や市債に頼っている状況が続いています。このことは、普通建設事業費などの投資的経費に一般財源をまわす財政的な余裕がなくなっていることの表れでもあります。



～用語解説～

普通建設事業費：施設や道路の建設及び土地取得など財産(社会資本)を形成する事業に使われる経費です。

一般財源：P5を参照してください。

その他の経費（物件費・補助費等・繰出金）

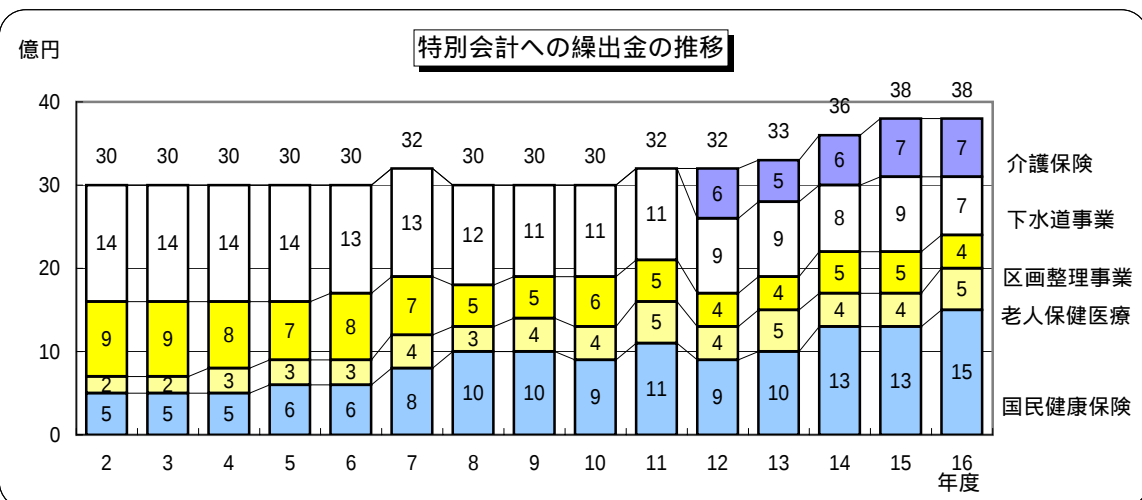
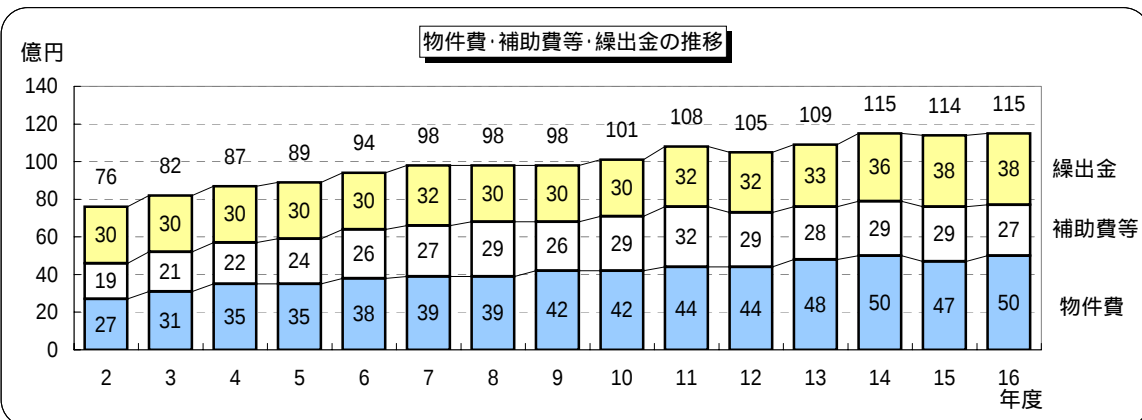
その他の経費には、物件費、補助費等及び繰出金や維持補修費、積立金などが含まれます。平成16年度の決算額は122億3千万円で、対前年度比3億円（2.5％）の減となっています。

平成16年度における物件費は、49億6千万円で対前年度比2億4千万円、5.1％の増となっています。この要因として、家庭ごみ個別収集実施に伴うごみ収集経費や総合スポーツセンターの管理運営費などが増加したことが挙げられます。市民一人当たりの物件費は45,594円で、26市の中では平均的金額よりやや低い額になっていますが、厳しい財政状況が続く今日、なお一層の抑制が課題です。

補助費等は27億6千万円で、対前年度比1億5千万円、5.2％の減となっています。

繰出金は38億2千万円で、対前年度比5億円、1.3％の増となっています。特に国民健康保険特別会計へ赤字補填のため14億9千万円を支出したほか、介護保険特別会計へも7億5千万円を支出するなど、巨額な繰出しを行っており、一般会計を圧迫する要因となっています。

なお、平成16年度から国民健康保険税や下水道使用料の改定が行われましたが、赤字の解消までには至らない見込みです。



～ 用語解説 ～

物件費：人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の消費的性質の経費の総称です。

補助費等：一部事務組合への負担金や各種団体への補助金など、市町村が他の市町村や民間へ目的を達成するために現金支給する経費です。

繰出金：一般会計と特別会計や特別会計相互間に支出される経費です。

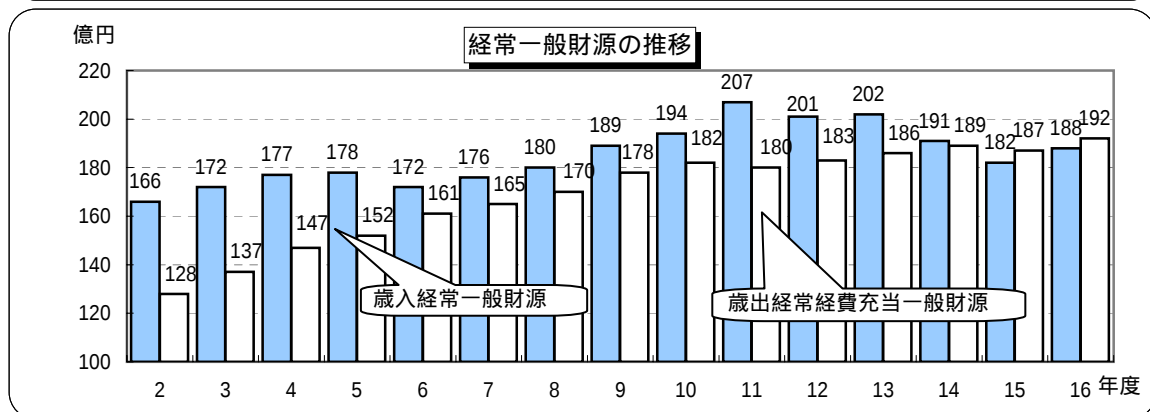
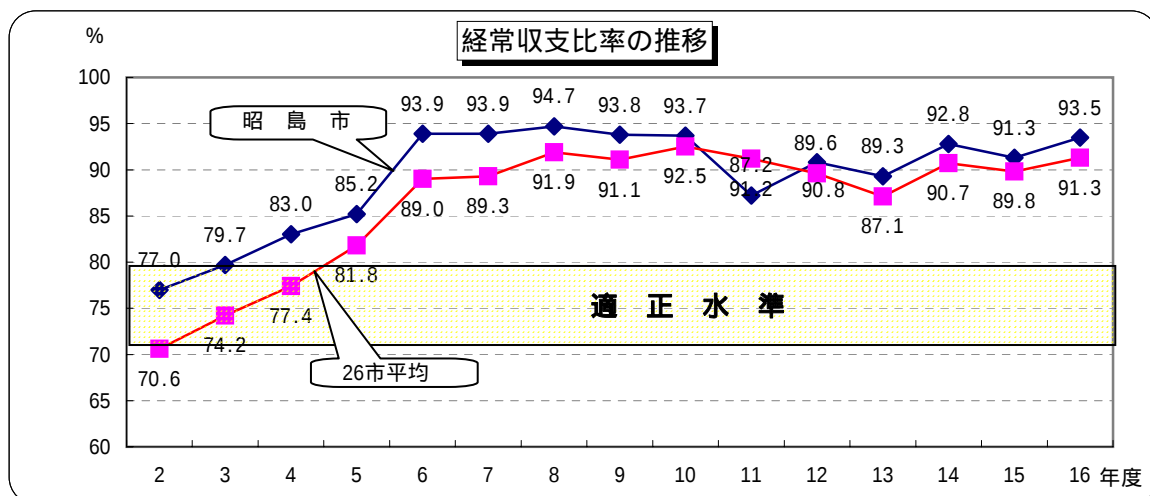
<財政の弾力性・健全性>

経常収支比率の推移 ～進む財政の硬直化～

財政構造の弾力性を見る指標として経常収支比率があります。端的に言えば、固定の経費以外にどれだけの一般財源を使うことができるかを示す指標です。

本市の比率は、平成6年度以降90%を大きく超え、平成11年度は、地方特例交付金の創設や地方(普通)交付税の大幅な増などから一時的に下がりましたが、翌年度から再び上昇に転じました。平成13年度から率の算出方法が変更され見かけは下がっていますが、平成16年度以降も経常的な歳入に比べ歳出の増加が見込まれ、数値の上昇が予測されます。平成16年度は93.5%となっていますが、従前の算出方法で計算すると101.7%になり、経常的な収入で経常的な支出を賄えない状態になっており、歳入の確保と歳出の抑制が課題です。

26市平均との比較では、本市の義務的経費(人件費、扶助費、公債費)の割合は、平成11年度を除き常に平均を上回っています。



歳入経常一般財源が歳出経常経費充当一般財源を上回るほど、市民要望を実現する新規事業などの自主的な施策の充実を図ることができます。市税を中心とした歳入の大きな伸びが見込めない中で扶助費の増加が続くなど、近年この差が縮小しており、今後、義務的経費などの歳出経費の伸びを抑え、財政の弾力性の回復を図る努力が必要です。

～用語解説～

経常収支比率： 経常的な歳出経費に使う一般財源額に対して、市税など毎年経常的に入ってくる一般財源額の比率。したがって、この比率が低いほど建設事業費などの臨時的な経費への対応力が大きくなります。一般的に70～80%が適正水準で、80%を超えると財政の弾力性を失いつつあるといわれます。

歳出経常経費充当一般財源額

×100

歳入経常一般財源額 + 減税補てん債 + 臨時財政対策債

歳入経常一般財源： 一般財源のうち、市税(都市計画税を除く)や地方消費税交付金など安定的に収入されるものをいいます。

歳出経常経費充当一般財源： 人件費や扶助費など行政活動を行う上で経常的に支出される経費に対して、国や都からの補助負担金などを除いた一般財源充当額

市債現在高等の推移 ～増加が著しい赤字地方債～

市債には、学校や会館、道路などの建設資金として借入れる「建設事業債」と国の減税政策や財源対策に伴って、地方の財源不足を補うために借入が認められる減税補てん債や臨時財政対策債などの「赤字地方債」があります。

平成16年度の市債借入額は総額20億8千万円で、そのうち建設事業債が4億2千万円であるのに対して、赤字地方債である減税補てん債が2億1千万円、臨時財政対策債が14億5千万円と赤字地方債が建設事業債の4倍にも達しています。今後、赤字地方債の借入に頼らない財政運営が課題となっています。

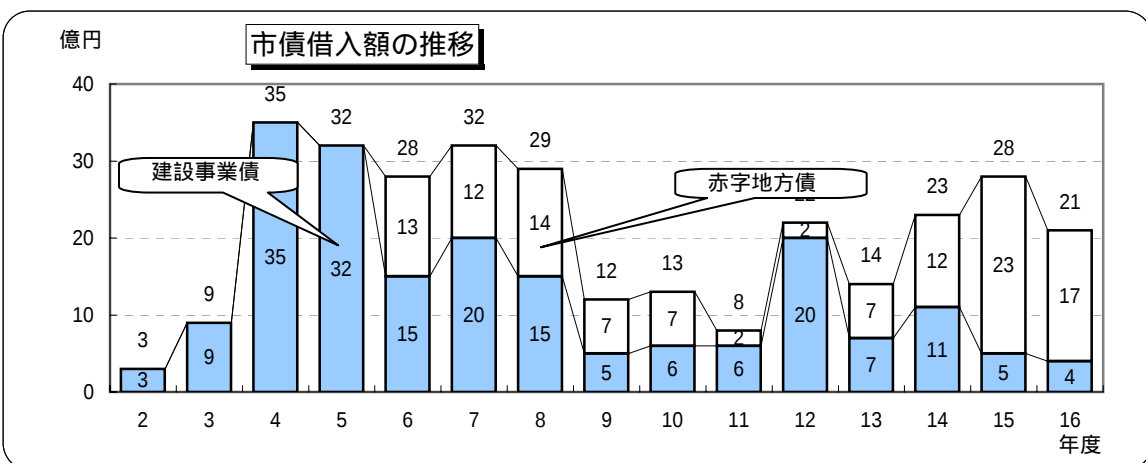
<主な事業の市債借入額>

(建設事業債)

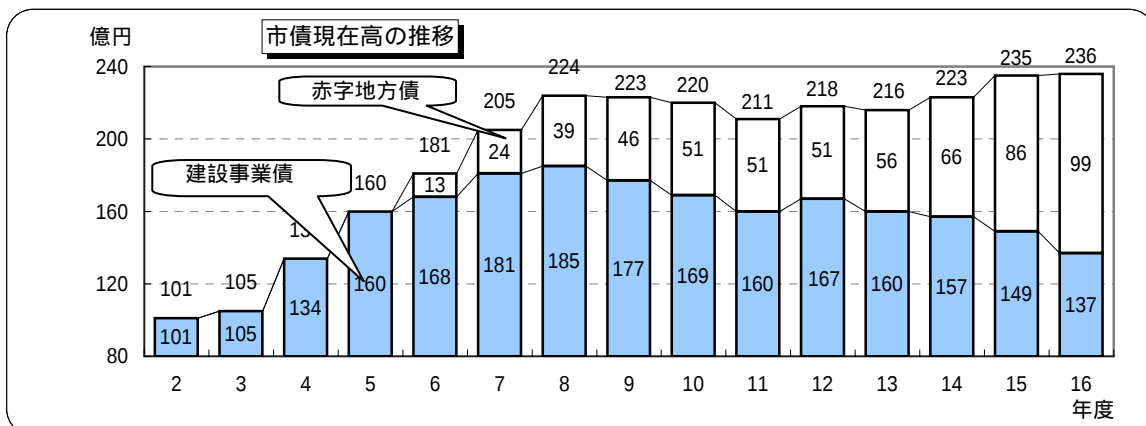
ごみ処理施設整備(3～7年度)	49.5億円
市庁舎建設(6～8年度)	13億円
市庁舎周辺道路整備(4年度～)	21.9億円
保健福祉センター建設(11～13年度)	13.6億円

(赤字地方債)

減税補てん債(6～8年度)	38.8億円
(10年度)	7億円
(11～16年度)	13.2億円
減税補てん債借換債(16年度)	25.7億円
臨時財政対策債(13～16年度)	49.8億円

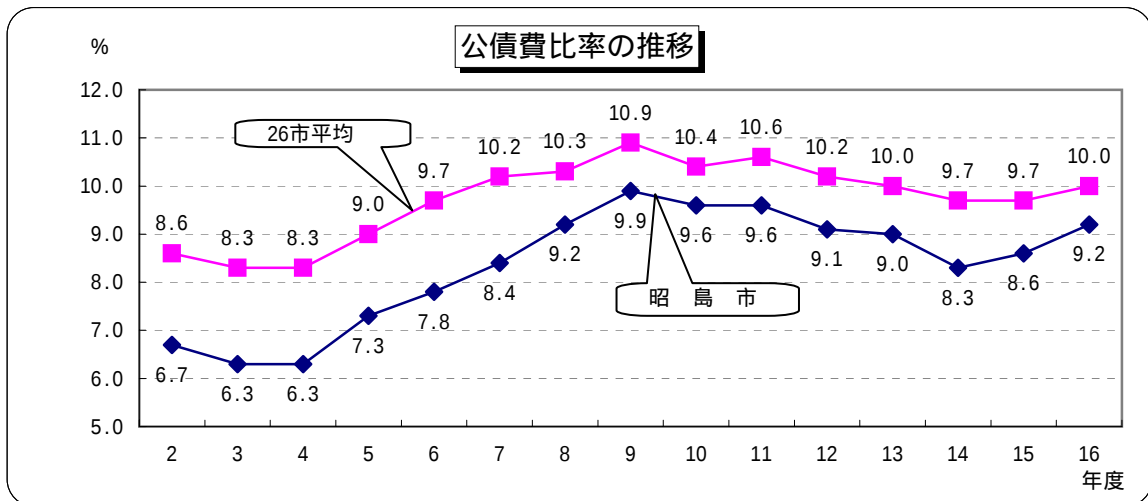
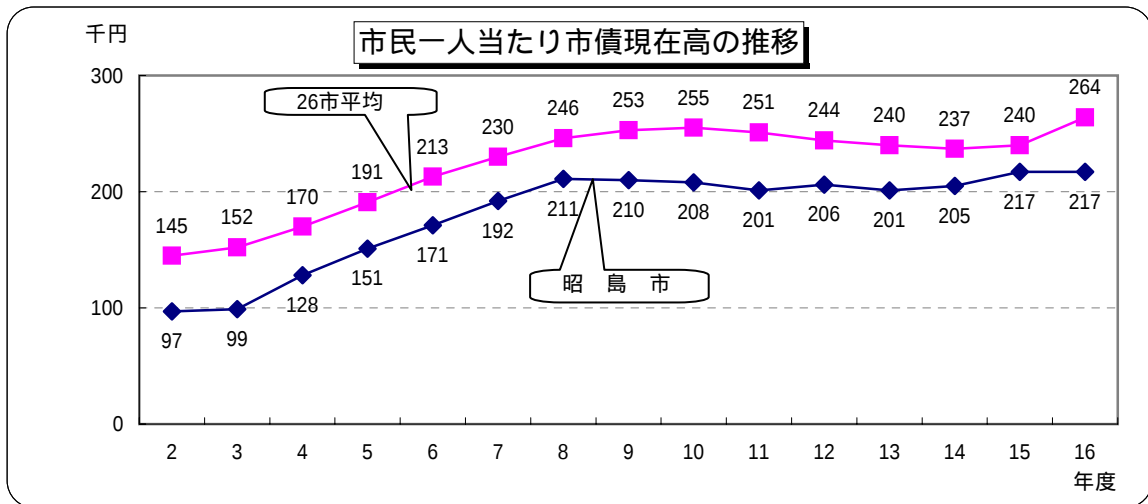


市債残高については、建設事業債は市庁舎の建設時をピークに減少しつつありますが、赤字地方債は99億円と大幅に増加してきており、その圧縮が課題です。



本市の市民一人当たりの市債残高は、公債費比率とともに、他市に比べて比較的低い水準にあります。

しかし、臨時財政対策債などの赤字地方債の借入れに加え、今後予定される都市計画道路事業など大規模建設事業の財源としての建設事業債も増加が見込まれており、今後も市債を計画的に管理していく必要があります。



～ 用 語 解 説 ～

減税補てん債： 国の景気対策としての減税の影響による市税収入の減少分を補うために発行が許可される地方債。

基準財政需要額 地方交付税の算定における標準的な行政サービスを行うためにかかる経費

公債費比率 一般財源を基礎としている標準財政規模に対して公債費として支出する一般財源充当額の割合で、例えて言うならローン返済の毎年の負担の重さにあたります。数値が高くなるほど財政の硬直化が進んでいるとされ、一般的に15%を超えると危険信号といわれています。

$$\frac{\text{公債費に充当される一般財源額} - \text{災害復旧費等にかかる基準財政需要額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{災害復旧費等にかかる基準財政需要額}} \times 100$$

標準財政規模： 普通交付税算定にあたり、一般財源を基礎としてその自治体の標準的な財政規模がどの程度になるかを示す数値。

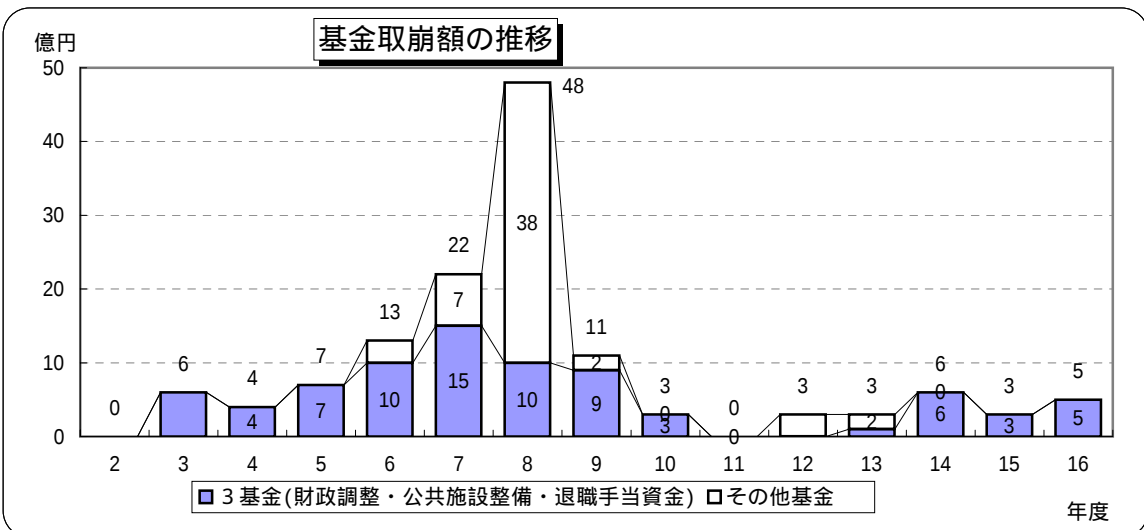
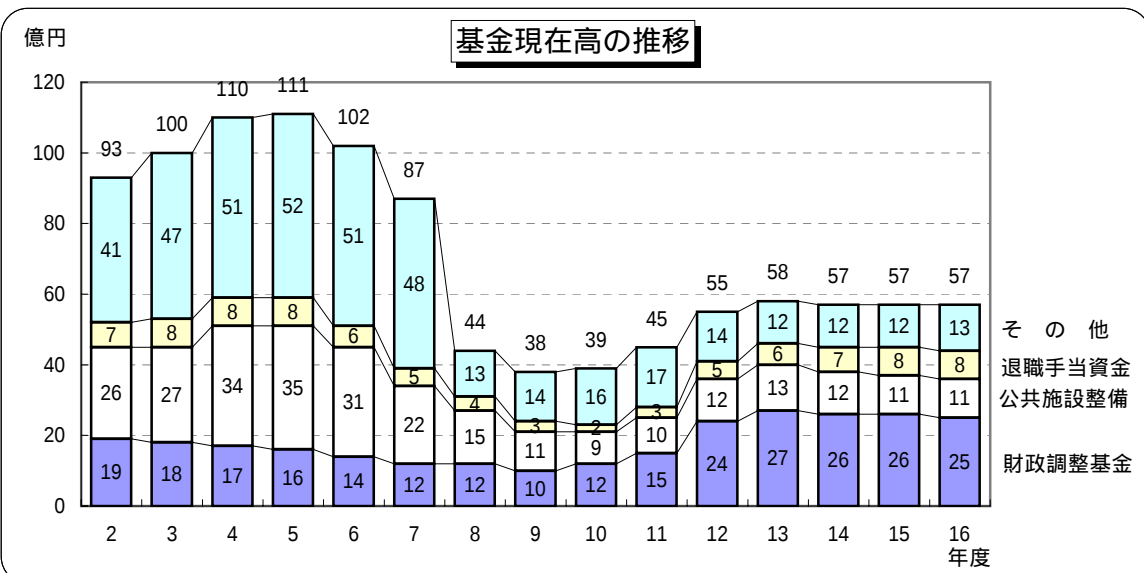
平成15年度昭島市標準財政規模＝約181億2千万円

災害復旧等に係る基準財政需要額： 普通交付税を算定するうえで、基準財政需要額に算入された公債費。

基金現在高の推移 ～残りわずかな貯金～

市では財政調整基金のほか、公共施設整備資金積立基金など5つの特定目的基金を設置し財政運営を行っています。このうち、財政調整基金は年度間の財政調整のために、また公共施設整備資金積立基金は公共施設整備のために積立っている基金です。また、退職手当資金積立基金についても単年度の退職者数の大幅な増加に伴う財政収支の不均衡を補う目的で積立っている基金です。

平成3年度以降、大規模建設事業の実施や扶助費などの支出増の反面、市税の伸び悩みや収益事業収入の減などにより収支の均衡を失し、多額の取崩しを行ってきました。平成10年度からの4年間は、事務事業の見直しなどの歳出抑制の効果などから財政調整基金の取崩しに頼らない財政運営を行いました。しかし、平成14年度は市税の大幅な減少などにより財政調整基金を取り崩したため、残高は26億円に減少しました。以後歳出の抑制に努めたものの取崩しをせざるを得ず、平成16年度基金残高は前年度から1億円程度減少しました。今後、大規模建設事業の実施に伴う支出増が見込まれる中で、市税の大幅な増加も期待できず、収支の均衡を失し、更なる取崩しをせざるを得ないものと見込んでおり、一段と厳しい財政運営が予測されます。



平成8年度の「その他基金」は、庁舎建設資金積立基金取崩し(37億7千万円)により大幅な増となっています。

～用語解説～

財政調整基金：年度間の財源調整を行い、財政の健全な運営を図ることを目的とした基金。毎年、前年決算での実質収支額（剰余金）の1/2をこの基金に積立ることが義務付けられています。

<今後の財政の健全化に向けて>

平成 16 年度の歳入は、企業業績の回復に伴い法人市民税や地方消費税交付金などは増加したものの、個人市民税は引き続き減少となり、また地方交付税も大幅な減額となりました。一方、歳出では人件費や物件費などは削減に努めたものの、児童手当や生活保護費などの扶助費も大幅に増加し、更に、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金も巨額になっているため、一段と歳出圧力が高まってきています。

更に国の「三位一体の改革」の推進により地方交付税の抑制、国庫補助負担金の廃止・削減と税財源移譲も予定されており、先行き不透明な状況にあります。平成 17 年度の普通交付税は前年度に引き続き不交付となり、また、国の財源不足に伴う臨時財政対策債の借入額は、平成 17 年度には総額で約 60 億円にもなります。臨時財政対策債の償還も本格化するため、更なる歳出の抑制が必要となってきます。今後、具体化する「三位一体の改革」の中身や東京都が進めている「第二次財政再建推進プラン」の進展によっては、本市の財政運営にも今後大きな影響がでてくることが考えられます。これらのことから、健全財政を確立するため、現在進めている「第二次中期行財政運営計画」を基本に、引き続き歳入の確保と歳出の抑制を図る必要があります。具体的には、次のような対策に取り組んでいくことが不可欠です。

歳入の確保

市税や国民健康保険税の徴収率の向上

平成 16 年度の徴収率は、市税が 92.9%、国民健康保険税が 69.7%と、26 市の平均を下回っており、滞納額は 13 億 3 千万円にも達している状況にある。このため、税の確保と税負担の公平性確保のために徴収率の向上に努める。

公平適切な使用料・手数料の設定

使用料・手数料については、「昭島市補助金等検討委員会」の提言(平成 15 年 2 月)を基本に行政サービスの受益と負担の関係を見直し、より公平で適切な料金体系を設定する。

市有財産の有効活用

普通財産の積極的な処分や貸付を図るとともに、行政財産についてもその目的に支障を及ぼさない範囲で貸付を図るなど、市有財産の積極的な活用に努める。

超過負担や国・都からの負担転嫁に対する是正要望

国や都からの事務の移譲、補助率削減などに伴って発生している超過負担や負担の転嫁について、市長会等を通じ税財源の移譲を含め強力にその是正措置を求める。

歳出の抑制

事務事業の見直し

事務事業評価制度の活用などにより、効果の低い事務事業は廃止し、より効果の高い事業を選択するなど、過去の経緯にとらわれず成果主義に基づいて、聖域なく事務事業を見直す。また、扶助費の増加に対する対策について、国・都に対して制度改正を含めた対応を要請する。

事務経費の見直し

平成 15 年 3 月に「昭島市建設コスト縮減に関する行動計画」が策定されているが、建設コストに限らず物品の購入、委託業務など全ての契約行為について、その内容と単価等が

適正かどうかを前年実績にとらわれることなく具体的に見直す。

補助金等の見直し

各種の団体等へ交付する補助金については、既にその目的を達成しているものや成果の乏しいものは廃止するなど、「補助金等適正化委員会」の提言(平成16年12月)を基本として見直す。

職員定数の適正化

本市の人件費経常収支比率は26市の平均に比べまだ高く、当面26市の平均値を目標に事務事業の委託化や職員数の削減などにより、職員定数の適正化を引き続き進める。

健全な財政基盤を確立し更なる市民福祉の維持増進を図るためには、これらの対応を図るとともに、事務事業全般にわたり、歳出の縮減と予算の効率的な執行に努めることが必要です。また、平成18年度の予算編成においては、地方分権ならぬ庁内分権を進め事業所管部の責任と判断のもとに予算編成を行う枠配分方式による予算編成を継続します。引き続き、事務事業のスクラップアンドビルドを基本に、更なる事務事業の効率化や市民サービスの向上を図りつつ、財政の健全化に向けた取り組みを進めることが求められています。

<バランスシート及び行政コスト計算書>

あらまし

今年度も、市の財政状況をより良く知って頂くために平成16年度の決算に基づき、「バランスシート（貸借対照表）」と「行政コスト計算書（損益計算書）」を作成しました。このバランスシート及び行政コスト計算書については、『総務省方式』に準拠し、普通会計方式により作成しています。

バランスシートは、これまでに形成されてきた資産と負債の状況を表す表で、「借方」に土地・建物などの資産を、「貸方」に地方債などの負債と既已取得された資産の財源を表す「正味資産」を表示しています。

平成16年度末の本市の資産総額は約1,007億46百万円となっており、前年度に比較して4億82百万円の減（▲0.5%）となりました。負債については、前年度に比べ57百万円増の340億53百万円となり、正味資産については前年度比約4億20百万円、0.6%減の666億94百万円になっています。なお、今までの世代の負担によって形成されてきた社会資本の額を表している正味資産は資産総額の66.2%となっています。

行政コスト計算書は、行政活動の大きな部分を占めている人的サービスや給付サービスなど、行政サービス提供の状況を説明するための表で、この表は「行政コスト」と「収入項目」から構成されています。

平成16年度に、本市の行政サービスに要した行政コストの総額は309億46百万円となっています。その行政コストを性質別に分けると、「人にかかるコスト」が前年度比5億20百万円、7.1%増の78億7百万円、「物にかかるコスト」は前年度比2億57百万円、3.5%減の75億26百万円、「移転支出的なコスト」は3億76百万円、2.6%増の150億48百万円となっています。また、公債費など「その他のコスト」は前年度比29.2%減の5億65百万円となっています。

行政目的別に分けてみると、一番多く行政コストがかかっているのが民生費で、136億28百万円と全体の44.1%を占めるに至っており、更に増加する傾向にあります。次いで教育費が45億2百万円、14.6%などとなっています。

次に収入項目では、収入総額が298億34百万円で、内訳は「使用料・手数料等」が19億89百万円、資産の形成に寄与することがない「国庫・都支出金」が73億82百万円、「一般財源」が204億64百万円となっています。

民間企業の「当期利益」に相当する「差引一般財源等増減額」は、平成16年度では3億8百万円の減となりました。この金額に「期首一般財源等」417億44百万円を加えた額414億36百万円が「期末一般財源等」となり、バランスシート上の正味資産における「一般財源等」に一致しており、次年度以降の行政サービスの基盤になります。

このバランスシートと行政コスト計算書によって、『資産の形成状況』と『行政サービスに要するコスト』の両面から、本市財政運営のご理解の一助になれば幸いです。

バランスシート

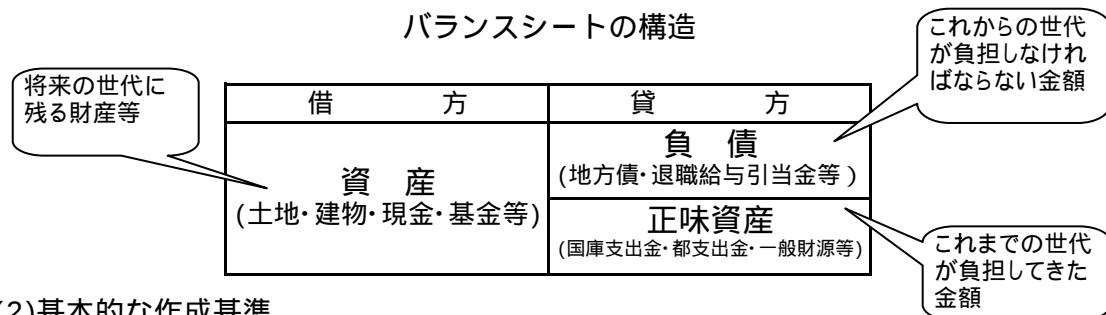
(1) バランスシートとは

バランスシートとは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等の状況を一覧で表示した財務報告書です。

また、バランスシートでは、年度末における市の資産（市民の財産）、負債（将来の世代の負担）さらに、これらの差額である正味資産（今までの世代による負担）から構成されています。

バランスシートの構造は下記の図のように、借方（左側）には「資産」、貸方（右側）には「負債」と「正味資産」で表示され「資産＝負債＋正味資産」という関係にあります。「負債」と「正味資産」は、行政活動に必要な資金がどこからきたか（資金の調達）を、資産はその調達した資金を何に使ったか（資金の使途）を表しています。

なお、自治体のバランスシートは民間企業のバランスシートとは異なり、資本の概念がありません。したがって、民間企業でいう「資本」は、「正味資産」と表現し、これまでの世代が負担した金額として捉えています。また、「負債」は、これからの世代が今後負担することとなる金額を表しています。



(2) 基本的な作成基準

● 作成上の基本的ルール

このバランスシートは、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（総務省 平成13年3月）に準拠し、以下のルールにより作成しています。

● 対象範囲

普通会計を対象としています。普通会計とは、総務省の統一ルールに基づいて作成する決算統計上の概念的な会計で、地方公営企業法適用の会計（水道事業会計）はすでにバランスシートがありますので対象としていません。

また、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計及び中神土地区画整理事業特別会計は対象としていません。

● 作成基準日

作成基準日は、平成16年度末の平成17年3月31日とし、平成17年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支は、基準日までに終了したものとして処理しています。

● 基礎数値

各自治体が毎年決算時に作成している昭和44年度以降の決算統計データを基礎数値としています。したがって、昭和43年度以前のデータは反映されていません。

● 一年基準の適用

バランスシートの表示上、流動と固定に分類するに当たり、1年以内に入金又は支払の期限が到来するものを流動資産又は流動負債とし、それ以外のものを固定資産又は固定負債としています。

● 固定性配列法

資産総額に占める有形固定資産の割合が非常に高いことから、資産の構成を流動性の低い順に並べる固定性配列法としています。

平成16年度 普通会計バランスシート
(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	
1 有形固定資産		1 固定負債	
(1)総務費	10,672,140	(1)地方債	21,770,762
(2)民生費	5,098,931	(2)債務負担行為	
(3)衛生費	5,776,921	物件の購入等	364,119
(4)労働費	86,103	債務保証又は	0
(5)農林水産業費	8,730	損失補償	
(6)商工費	119,676	債務負担行為計	364,119
(7)土木費	43,536,799	(3)退職手当引当金	10,040,505
(8)消防費	503,698		
(9)教育費	26,386,300		
(10)その他	2,568		
計	92,191,866		
(うち土地	48,467,780)		
有形固定資産合計	92,191,866	固定負債合計	32,175,386
2 投資等		2 流動負債	
(1)投資及び出資金	118,236	(1)翌年度償還予定額	1,877,264
(2)貸付金	307,000	(2)翌年度繰上充用金	0
(3)基金			
特定目的基金	3,163,431		
土地開発基金	468,405		
定額運用基金	0		
基金計	3,631,836	流動負債合計	1,877,264
投資等合計	4,057,072	負債合計	34,052,650
3 流動資産		【正味資産の部】	
(1)現金・預金		1 国庫支出金	17,433,847
財政調整基金	2,494,128	2 都道府県支出金	7,824,288
減債基金	0	3 一般財源等	41,435,547
歳計現金	627,438		
現金・預金計	3,121,566		
(2)未収金			
地方税	1,194,730		
その他	181,098		
未収金計	1,375,828		
流動資産合計	4,497,394	正味資産合計	66,693,682
資 産 合 計	100,746,332	負債・正味資産合計	100,746,332
債務負担行為に係る情報		物件の購入等に係るもの	364,119 千円
		債務保証及び損失補償に係るもの	1,320,215 千円
		利子補給等に係るもの	232,037 千円

有形固定資産
庁舎・保育園・清掃センター・学校などの建物や公園・道路などの土地です。

投資等
(1)投資及び出資金：育英会・土地開発公社などへの出資金です。
(2)貸付金：土地開発公社などへの貸付金です。
(3)基金：特定の目的に使用するために積み立てた貯金などです。

流動資産
(1)現金・預金：将来の資金不足に備えて保有している積立金や貯金などです。
(2)未収金：年度末までに納期が過ぎても納められていない税金などです。

固定負債
(1)地方債：地方債のうち平成18年度以降に返済する必要がある額です。
(2)債務負担行為：取得済の土地・建物にかかる未払金です。
(3)退職給与引当金：年度末に在職している職員が全員普通退職(年度末在職者除く)すると仮定した場合の退職手当の金額です。

流動負債
翌年度償還予定額：地方債のうち1年以内に返済する必要がある額です。

正味資産の部
正味資産合計：資産形成のために今までの世代が負担してきた額です。

債務負担行為に係る補償等
数年にわたる工事や債務など、翌年度以降の支出予定の限度額です。

行政コスト計算書

(1)行政コスト計算書とは

バランスシートは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等の状況を一覧で表示した財務報告書です。

一方、地方公共団体の行政活動は、将来の世代も利用できる資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスが大きな比重を占めています。

行政コスト計算書は、民間企業の損益計算書にあたるものですが、営利活動を目的としない地方公共団体の財務活動になじまないために、行政コスト計算書という呼称にしています。行政活動をコストに着目して把握することにより、行政サービスの提供に要したコストが明確になるとともに、行政活動の効率性の検討にも役立てることができ、分かりやすく説明することが可能となります。

(2)基本的な作成基準

●作成上の基本的ルール

この行政コスト計算書は、「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（総務省 平成13年3月）に準拠し、以下の基本的ルールにより作成しています。

●対象範囲

バランスシートと同様に普通会計を対象としています。

●計上コストの範囲

当該年度の市民に提供した行政サービスに要する費用のうち、資産の形成につながる支出を除いた現金支出に減価償却費、不納欠損額、退職給与引当金などの非現金支出を加えたものとしています。

●行政コストの分類

企業のように売上原価、販売費・一般管理費等に分類するのではなく、コスト分析を明らかにするために、行政分野ごとにその性質別の内訳を示すこととし、目的別経費と性質別経費を合わせたマトリックス（行列式）としています。

目的別経費は、総務費、民生費、土木費、教育費などの行政分野に分類し、性質別経費は以下のように大きく4つに分類しています。

人にかかるコスト	人件費・退職給与引当繰入等
物にかかるコスト	物件費・維持補修費・減価償却費
移転支出的なコスト	扶助費・補助費等・繰出金・普通建設事業費（他団体等への補助金等）
その他のコスト	災害復旧費・失業対策費・公債費（利子分のみ）・債務負担行為繰入・不納欠損額

●基礎数値

バランスシートと同様に、総務省の統一ルールに基づいて作成している昭和44年度以降の決算統計データを用いています。

平成16年度 行政コスト計算書

(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

〔行政コスト〕

(単位: 千円)

		総 額	構成比
人にかかるコスト	人件費	7,028,603	22.7%
	退職給与引当金繰入等	779,097	2.5%
	小 計	7,807,700	25.2%
物にかかるコスト	物件費	4,960,218	16.0%
	維持補修費	204,394	0.7%
	減価償却費	2,361,318	7.6%
	小 計	7,525,930	24.3%
移転支的なコスト	扶助費	8,470,171	27.4%
	補助費等	2,755,134	8.9%
	繰出金	3,818,172	12.3%
	普通建設事業費	4,166	0.0%
	小 計	15,047,643	48.6%
その他のコスト	災害復旧事業費	0	0.0%
	失業対策事業費	0	0.0%
	公債費(利子分のみ)	413,234	1.4%
	債務負担行為繰入	0	0.0%
	不納欠損額	151,819	0.5%
	小 計	565,053	1.9%
行政コスト a		30,946,326	

退職給与引当金繰入等職員が当期に勤務したことにより、将来に支払うべき退職金の増加分です。

減価償却費建物などが、年の経過により減少した資産価値の額です。

公債費(利子分のみ)地方債(借金)及び一時借入金の利子です。

不納欠損額すでに調定された歳入で徴収できないと認定された金額です。

行政コスト
平成16年度の行政コスト総額です。

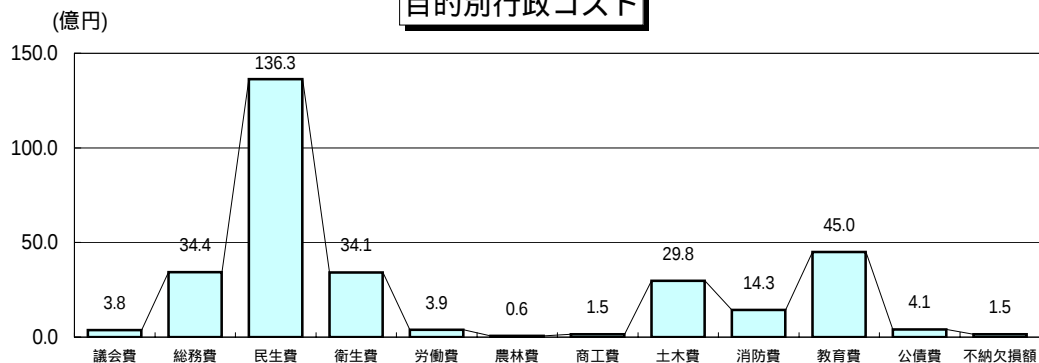
〔収入項目〕

1 使用料・手数料等 b	1,988,763
b / a	6.4%
2 国庫(都)支出金 c	7,381,712
c / a	23.9%
3 一般財源 d	20,463,924
d / a	66.1%
収入 (b + c + d) e	29,834,399
4 正味資産国庫(都)支出金償却額 f	803,732
5 期首一般財源等	41,743,742
差引 (e - a + f) 一般財源等増減額	▲ 308,195
6 期末一般財源等	41,435,547

収入項目
市が行政活動によって得た収入を表し、性質により、使用料・手数料等、国庫(都)支出金、一般財源に分類されます。

期末一般財源等
平成16年度バランスシートの正味資産一般財源等と一致します。

目的別行政コスト



昭島市の行政コスト計算書

平成16年度 行政コスト計算書(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

(単位:千円)

		総 額	(構成比率)	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林水産業費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	不納欠損額
人にかか るコスト	(1)人件費	7,028,603	22.7%	319,035	2,004,084	1,320,389	739,403	42,720	45,019	61,793	636,081	9,054	1,851,025			0	
	(2)退職給与と引当金繰入等	779,097	2.5%	35,363	222,151	146,360	81,960	4,735	4,990	6,849	70,507	1,003	205,179			0	
	小 計	7,807,700	25.2%	354,398	2,226,235	1,466,749	821,363	47,455	50,009	68,642	706,588	10,057	2,056,204			0	
物にかか るコスト	(1)物件費	4,960,218	16.0%	20,438	835,586	556,425	1,604,358	267,640	6,714	21,723	260,774	54,924	1,331,636		0	0	
	(2)維持補修費	204,394	0.7%	0	6,087	6,226	47,104	161	0	183	66,672	982	76,979				
	(3)減価償却費	2,361,318	7.6%	214	217,057	243,103	398,956	6,522	442	4,798	818,973	43,809	627,444				
	小 計	7,525,930	24.3%	20,652	1,058,730	805,754	2,050,418	274,323	7,156	26,704	1,146,419	99,715	2,036,059		0	0	
移転支 出的な コスト	(1)扶助費	8,470,171	27.4%			8,324,347	238						145,586				
	(2)補助費等	2,755,134	8.9%	6,726	154,383	339,894	541,453	64,618	4,813	58,549	1,845	1,318,226	264,627	0		0	
	(3)繰出金	3,818,172	12.3%		0	2,691,172	0	0	0	0	1,127,000	0	0			0	
	(4)普通建設事業費 (他団体等への補助金等)	4,166	0.0%	0	2,991	0	1,175	0	0	0	0	0	0				
	小 計	15,047,643	48.6%	6,726	157,374	11,355,413	542,866	64,618	4,813	58,549	1,128,845	1,318,226	410,213	0		0	
その 他の コスト	(1)災害復旧事業費	0	0.0%											0			
	(2)失業対策事業費	0	0.0%					0									
	(3)公債費(利子分のみ)	413,234	1.4%												413,234		
	(4)債務負担行為繰入	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	(5)不納欠損額	151,819	0.5%														151,819
	小 計	565,053	1.9%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	413,234		151,819
	行政コストa	30,946,326		381,776	3,442,339	13,627,916	3,414,647	386,396	61,978	153,895	2,981,852	1,427,998	4,502,476	0	413,234	0	151,819
(構 成 比 率)				1.2%	11.1%	44.1%	11.0%	1.3%	0.2%	0.5%	9.6%	4.6%	14.6%	0.0%	1.3%	0.0%	0.5%

(收入項目)

[illegible]